

SHIRATAKA PUBLIC RELATIONS

広報しらたか

5

May.2020
No.1255



Wash! Wash! Wash!

①白鷹町事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、外出自粛による宴会・会合などの自粛により、特に大きな影響が出ている業種の皆さまに給付金を支給し、事業継続に向けた経営支援を行います。

【対象者】

「宿泊業」、「飲食サービス業」、「酒小売業」、「タクシー業」、「運転代行業」に該当する事業者で、次の条件を満たす方

- ▶当該事業を主として営むものであること。
- ▶申請後、1年以上継続して事業を営む意思があること。
- ▶令和2年4月1日現在で、本町に主たる事業所または

- 店舗を有し、1年を通して事業を行っていること。
- ▶宿泊業は、「旅館、ホテル」、「簡易宿所」に限ります。
- ▶飲食サービス業は、「持ち帰り・配達飲食サービス業」を除きます。

【給付金額】 1事業者 10万円(定額)

【申請方法】

お手元に届いた申請書に必要な事項を記入押印後、必要書類とともに同封の返信用封筒にて返送ください。

【申請期間】 6月30日(火)まで

※「お知らせ」が届かない場合や、詳細な事業内容などにつきましては、下記までお問合せください。

【申請先・問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

②白鷹町酪農・肉用牛経営継続給付金

酪農・肉用牛経営の農業者の皆さまを対象に、営農継続に必要な固定費および衛生環境対策費の一部として上記給付金を支給します。

【対象者】

本町で酪農または肉用牛経営を行っている方で引き続き農業経営を行う意思があり、次の条件を満たす方。

- ▶本町に生産施設(畜舎など)を有し、現に農業を行っていること。
- ▶令和2年4月1日現在で、法人の場合は、本町に主たる事業所を有すること、個人の場合は、本町に住民登録を行っていること。

- ▶家畜伝染病予防法に基づく家畜の定期報告(令和2年2月1日時点)において、乳用牛および肉用牛(肥育、繁殖)飼養の報告があること。

【給付金額】 1農業者 10万円(定額)

【申請方法】

お手元に届いた申請書に必要な事項を記入押印後、振込先口座の通帳の写しとともに、同封の返信用封筒にて返送ください。

【申請期間】 6月30日(火)まで

※「お知らせ」が届かない場合や、詳細な事業内容などにつきましては、下記までお問合せください。

【申請先・問い合わせ】 農林課農業振興係 ☎ 85-6107

③白鷹町地域経済変動対策に伴う利子補給について

【対象資金】

- 経営安定資金 ●地域経済変動対策資金
- 日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金 など

【対象者】

- ▶町税などを完納しているもの。
- ▶本町在住または町内に主たる事業所を有する企業および個人事業主。
- ▶令和2年4月1日以降同年8月31日までに融資の認定を受けたもの。

【利子補給申請方法】

白鷹町商工会および山形銀行荒砥支店、

きらやか銀行荒砥・鮎貝支店、山形中央信用組合荒砥支店、日本政策金融公庫米沢支店へお問い合わせください。

【利子補給の要件】

- ▶資金使途 設備資金、運転資金
- ▶対象限度額 500万円以内
- ▶利子補給額 融資額または限度額の少ない額の利子相当額の金額
- ▶給付対象期間 5年以内(60回まで)
- ▶その他 利子補給は年1回

【問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

特別定額給付金の申請お忘れなく！

国の特別定額給付金(1人あたり10万円)の申請書について、各世帯主様に5月上旬にお送りしております。申請書到着順に順次給付を進めておりますので、申請期限である8月7日(金)までの申請をお忘れのないようお願いします。

【問い合わせ】

総務課特別定額給付室
☎ 87-0218 / 87-0784

①徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

【対象となる方】

以下①、②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

【対象となる地方税】

▶令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

▶これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

【申請手続き】

▶令和2年6月30日、または、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

▶申請書は税務出納課窓口に備え付けてあります。もしくは町ホームページよりダウンロードしてください。

▶申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

【申請先・問い合わせ】 税務出納課収納係 ☎ 85-6106

②令和2年度固定資産税・都市計画税の納期の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済および町民生活への支援策として、令和2年度の固定資産税・都市計画税の納期を延長します。

【対象】

令和2年度固定資産税・都市計画税の納税義務者すべて

■新型コロナウイルス感染症による影響の有無を問いません

■個人・法人を問いません

【変更後の納期限】

第1期 7月31日まで

第2期 9月30日まで

第3期 11月30日まで

第4期 2月1日まで

□座振替を
利用している方へ

□座振替期日も左記の
日程に変更となります。

【その他】

納期限前の納付をお考えの方は相談窓口にお問い合わせください。

※事業所得のある方で、第4期分を令和2年分の経費として算入したい場合には、令和2年中の納付をお願いします。

※固定資産の評価額の縦覧についても納期延長に伴い、7月31日(金)まで延長します。

【問い合わせ】 税務出納課資産税係 ☎ 85-6133 / 税務出納課収納係 ☎ 85-6106

①子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯を対象に臨時特別給付金を支給します。

【対象者】

令和2年4月分(3月分含む)の児童手当対象児童(平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた方)
 ※特例給付対象者は支給対象外となります。
 ※対象者の方に通知文を送付します(6月上旬予定)。

【給付金額】

対象児童1人につき 1万円

【申請方法】

申請は不要です。ただし、給付を辞退する方のみ手続きが必要となります。
 公務員(児童手当が勤務先から支給)の方は、各勤務先から案内があります。

【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

②保育料について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力するため保育所、認定こども園の利用の自粛をお願いしています。利用を自粛された方の保育料について精算を予定しています。各園より対象の方へ連絡を差し上げます。

【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

③妊婦さんにマスクを配布します

妊婦健康診査受診時などにご使用いただくため、町内に住む妊婦さんを対象にマスクの配布を行います。不明な点などは、下記担当までご連絡ください。

【対象者】

白鷹町に住所がある、妊娠中の方

【配布枚数】

1人につき20枚



【配布方法】

- ①母子手帳交付時にお渡しします。(すでに交付された方には郵送でお届けしています)
- ②転入された妊婦さんには、健康福祉課窓口で転入の手続きの際にお渡しします。

【問い合わせ】健康福祉課健康推進係 ☎ 86-0210

④アプリの活用について

妊娠・出産・子育ての記録や予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせやイベント情報などを配信しているスマートフォンアプリの「^{あか}紅ほっぺ」では、子育てに関する新型コロナウイルス感染症についての情報も随時発信しています。ぜひ、ご活用ください。

QRコード
から検索



(iOS版)



(Android版)

※利用料金は無料です。
 ※通信料は利用者負担になります。

行動記録メモ

仕事などで人と接する機会が多い方、県外から帰省してきた方、自分がもし感染してしまった時のために誰と接触したか把握しておきたい方などは行動歴や健康状態を記録しておきましょう。

万が一、感染したときに自身の行動歴を示せることで、さらなる感染拡大の防止につながります。

記録期間： 月 日 ~ 月 日

氏名： _____

日付	行動記録（接触者、接触場所、時間など）	体温	症状など
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

次の症状がある方は、医療機関を訪れる前に新型コロナ受診相談センターにご連絡ください。

- 風邪症状・発熱が続いている
- 強いだるさ、息苦しさ
- 発症者と濃厚接触
- 海外からの帰国直後 など

新型コロナ受診相談センター：☎0120-88-0006
(毎日24時間対応・フリーダイヤル)

期待に胸を膨らませて新たな学校生活がスタート！ 町内の各小学校と白鷹中学校で入学式

4月7日、町内の各小学校と白鷹中学校で入学式が行われました。本年度、町内の小学校には合わせて86名の児童が、白鷹中学校には114名の生徒が入学しました。

東根小学校では、15名の生徒が元気いっばいに入場行進を行い、式の中では、氏名点呼で名前が呼ばれると、元気よく「はい！」と返事ができました。

白鷹中学校では、真新しい制服に身を包んだ114名の生徒たちが少し緊張した面持ちながらも、堂々とした様子で式典に臨みました。新入生代表のあいさつを述べた高橋美咲さんは、「新しい環境での生活は、慣れないことが多く不安もありますが、新入生みんなで一丸となって、頑張りましょう」と、勉強や部活などに全力で取り組むことを誓いました。

今年度の入学式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、規模を縮小した形での開催となりました。



◀ 保護者の方が見守る中、元気いっばいに入場する新入生



◀ 元気よく返事ができ、先生方はとても感心していました



◀ たくさん仲間と始まる学校生活に期待と夢が膨らみます



◀ 中学校の新入生代表あいさつを立派につとめた高橋美咲さん

これからの白鷹町を担う子どもたちへ JA山形おきたま農政対策白鷹地区本部によるアルミ製弁当箱の贈呈式

4月2日、JA山形おきたま農政対策白鷹地区本部（大滝権一本部長）によるアルミ製弁当箱の贈呈式が町長室で行われました。

「これからの白鷹町を担う子どもたちに、おいしいご飯をたくさん食べてほしい」と毎年行われているもので、今回は町内の小学校に入学した新入生86名分の弁当箱を寄贈いただきました。

寄贈いただいた弁当箱は、入学式の日に入学生の皆さんに手渡されました。毎年寄贈いただきありがとうございます。



大滝権一本部長より佐藤町長へ手渡されました。

地域を守る消防団、その幹部として—— 白鷹町消防団最高幹部の辞令交付式が行われました

4月4日、白鷹町消防団の最高幹部辞令交付式が中央公民館で行われました。

今年度より新たに副団長に就任した佐藤貴光さん（十王）をはじめ、各分団の分団長、副分団長に平盛和団長より辞令が交付されました。

白鷹町消防団は、町民の皆さんの生命および財産を守るために日々防災活動に尽力しています。有事の際は、平盛和団長のもと、最高幹部の皆さんは各分団をまとめ上げ、的確な指示で迅速な対応にあたります。このたび辞令を受けた皆さんは、さらに強い責任感を持った様子で式に臨みました。



辞令を受け取る佐藤貴光副団長

長年の功績と消防団員の育成指導への貢献をたたえて 白鷹町消防団副団長 佐藤貴光さんが消防庁長官表彰永年勤続功労章を受章

白鷹町消防団副団長を務める佐藤貴光さん（十王）が消防庁長官表彰永年勤続功労章を受章され、4月4日に、佐藤町長より賞状が授与されました。

佐藤副団長は、平成4年に白鷹町消防団に入団。令和元年度までは第3分団の分団長を務め、今年度より副団長に就任されました。これまで、豊富な知識と経験を生かし、団員の安全を図りながら沈着冷静な判断で現場指揮にあたってきました。同時に、数多くの消防団員の育成指導にもご尽力いただき、その功績が高く評価されこのたびの受章となりました。



賞状を手にする佐藤貴光副団長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて 白鷹町商工会が町に町内企業支援に関する要望書を提出

4月15日、白鷹町商工会（黒澤利朗会長）から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町内企業の経営悪化を受け、支援策の実施についての要望書が町に提出されました。

外出自粛による飲食店での売上の大幅な落ち込み、製造業における関連企業の工場稼働停止による町内企業における生産活動への影響などが生じており、また、感染症の収束が見通せない中、町内企業の経営がますます深刻化し、事業継続が困難となることが懸念されています。このような状況を受け、白鷹町商工会から、テイクアウトなどによる販売拡大に対する支援や、融資に対する利子補給制度の拡大などの要望がありました。



佐藤町長に要望書を手渡す黒澤利朗会長（中央）と丸川雅春商業サービス部会長（左）

山形県若者定着奨学金返還支援事業 「助成対象者」を募集します

● 募集対象者【次の各号に全て該当する方】

- ① 白鷹町内に居住し、山形県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度に卒業見込みの方、または卒業した方
- ② 山形県内外の大学、大学院修士課程（博士課程前期）、高等専門学校（第4学年以上）、短期大学または専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に来年度進学予定、または在学する方
※高等専門学校の在学者の場合は、①の要件は山形県内の中学校または特別支援学校中等部を卒業した方を含む。
- ③ 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）および第二種奨学金（有利子）の貸付を希望する方または貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後6カ月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの方
※県内企業などに就職したものの、就職先の都合で県外事務所に配属された場合でも、申請により認定取消が猶予されることがあります。
- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。ただし、公務員は対象外です。
(1) 商工分野 (2) 農林水産分野 (3) 建設分野
(4) 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く）

● 募集人数：4名

書類審査により認定し、文書で通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合、書類審査等により選考します。

※募集人数を上回る応募があった場合には、助成候補者に認定されない場合があります。

● 助成金額

助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

（例）4年制大学を卒業した場合
26,000円×48カ月＝1,248,000円
を上限に支援します。

※白鷹町以外に移住した場合は、助成金額が1/2に減額となります。

● 応募について

下記の必要書類を、大学卒業後に居住予定の市町村へ持参、または郵送により提出してください。

▷ 必要書類

- ① 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【市町村連携枠】
- ② 成績証明書（在学中の大学等の成績証明書）
- ③ 家計支持者の所得に関する証明書（令和元年度分の源泉徴収票、取得可能な直近年の所得証明書の写し）
- ④ 大学等奨学生採用候補者決定通知書の写し、奨学生証の写しまたは貸与額通知書の写し
※書類は、それぞれ2部（原本およびその写し）提出してください。

▷ 募集期間

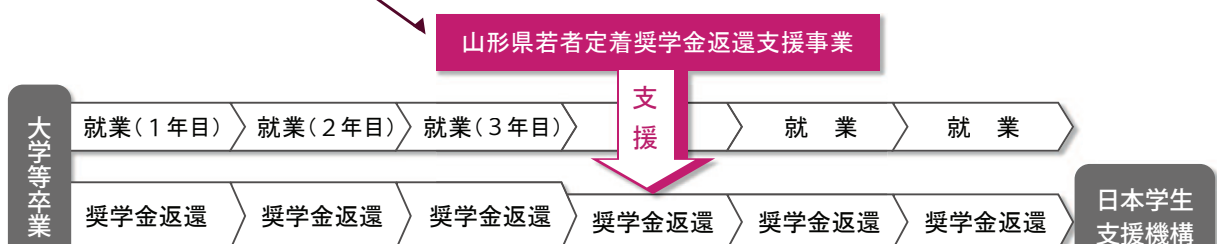
5月25日（月）～6月26日（金）

※郵送の場合は必着

【申請先・問い合わせ】

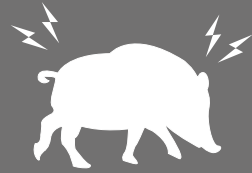
商工観光課商工振興係 ☎87-0696

事業のしくみ



※就業後3年間奨学金返還することが助成の要件となります。

有害鳥獣対策の各種支援について



【問い合わせ】農林課森林整備係 ☎ 85-6125

■ 狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に係る費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害の減少および人身被害の防止を図るため、新規に狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● **対象者** 次のいずれにも該当する方

- ① 町内に住所を有する65歳以下の者で平成30年4月1日から令和3年3月31日までの期間に狩猟免許を取得した者
- ② 山形県猟友会西おきたま支部

白鷹分会（以下「猟友会」という。）に入会し、町内の有害鳥獣捕獲活動に積極的に従事することができる者

● **補助率** 次に記載する経費の2分の1（上限5万円）

- ① 狩猟免許取得に係る経費
 - ② 銃砲所持許可に係る経費
 - ③ 銃砲の所持に係る経費
 - ④ 狩猟者登録に係る経費
 - ⑤ 猟友会の入会に係る経費
- ※詳しくは、お問い合わせください。

■ 農作物被害防止用の電気柵の設置費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害を軽減するため、耕作地などに電気柵を設置するために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● **対象者** 販売農家または販売農家グループ、自家用農家

※電気柵を農作物収穫前に耕作地などに設置を完了できる方に限る。

● **補助率** 電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）

※自家用農家の場合は、上限が1万円となります。（ただし、3戸以上で共同で設置する場合は上限10万円となります）
※設置する前の申請が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

有害鳥獣の捕獲を行うには・・・

有害鳥獣（農地を荒らすイノシシなど）の捕獲を行うためには、一部の例外（タヌキ、ハクビシンなどの小動物）を除き、原則として許可が必要となります。捕獲作業に従事するには、原則として以下のような要件が必要になります。

- ① 捕獲の方法（わな、網など）に応じた狩猟免許を有していること。
- ② 捕獲を行う地域を管轄する市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その対象鳥獣捕獲員であること。
- ③ 捕獲を行う地域の猟友会支部長から推薦または承認されたものであること。
（なお、山形県猟友会では有害捕獲の実施にあたり3年以上の狩猟経験または猟友会支部長が実施する訓練および講習会の受講が条件となります。）
- ④ 捕獲実施前1年以内において、申請する捕獲の方法に対応する狩猟者登録を受け、捕獲を行う地域で狩猟を行っていること。
- ⑤ 大日本猟友会の狩猟事故共済またはハンター保険に加入するなど、狩猟者登録を行う場合と同等の賠償責任能力を備えていること。

これらの要件を満たすことなく有害鳥獣の捕獲を行うことはできません。ご注意ください。

■ 白鷹町消防団春季消防演習ならびに 操法大会の中止について

5月31日(日)に白鷹中学校および荒砥仲町通りを会場に実施を予定していましたが、白鷹町春季消防演習と、6月28日(日)に白鷹町役場駐車場を会場に実施を予定していましたが、白鷹町消防操法大会は中止となりました。

新型コロナウイルス感染症が県内はもとより西置賜管内でも発生確認されたことから、中止の判断をしました。例年、白鷹町春季消防演習、白鷹町消防操

法大会へは多くの方々からご声援などいただいておりますが、このような情勢ですのでご理解をお願いいたします。

また、来年度以降は例年同様に実施の予定ですので、皆さまからのご支援ご協力をよろしくお願いたします。

【問い合わせ】

総務課防災管財係
☎85-6122

■ 教科書展示会を行います

新しい学習指導要領にのっとり令和3年度から使用する中学校用教科書の展示会です。令和2年度は中学校用教科書の採択を行うこととしており、今回展示するものの中から使用する教科書を選択します。

● 場所と日時

《白鷹町立図書館》

▼6月12日(金)～25日(木)

▼午前9時～午後4時45分

※休館日は除く

《置賜総合支庁西置賜地域振興

局5階教育相談室》

▼6月12日(金)～25日(木)

▼午前9時～午後4時45分

※土・日は除く

【問い合わせ】

教育委員会学校教育係
☎85-6144

※白鷹町立図書館が休館の場合
は変更となる場合があります。

地域学校協働本部事業ボランティア募集

白鷹中学校、蚕桑小学校、鮎貝小学校、荒砥小学校、東根小学校でボランティアとしてお手伝いしていただける方を募集します。

● 登録できる方

どなたでも登録可

● 活動期間

登録完了日より令和3年3月12日(金)

● 活動内容

学習支援、校舎内外の環境整備支援、部活動指導支援、学校行事支援などの中から、ご協力いただけるボランティア内容を選んで登録してください。

※内容の詳細については、町内の各小中学校、中央公民館、各地区コミュニティセンターに

置いてあるチラシをご覧ください。

● 募集期間

随時募集します

● 登録手続

町内の各小中学校、中央公民館、各地区コミュニティセンターに置いてあるチラシ裏面の内容をご確認いただき、下記にご連絡ください。登録にあたっては担当からご連絡を差し上げます。

【問い合わせ】

白鷹中学校 横澤 ☎85-5531 / FAX85-5532

鮎貝小学校 村上 ☎85-2030 / FAX85-2043

教育委員会生涯学習・文化振興係

☎85-6146 / FAX85-2183

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、いじめや虐待、差別など人権に関する問題解決のお手伝いや、法務局の職員と協力し人権侵害による被害者の救済、地域の方に人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動などを行っています。

●町の人権擁護委員

- 菅 文隆さん（山口）
- 大村亨夫さん（鮎貝）
- 嶋林淳子さん（荒砥）
- 鈴木和夫さん（十王）
- 鈴木成子さん（中山）
- 向田美和子さん（広野）

※町の人権特設相談日を6月1日に予定しておりましたが、

新型コロナウイルス感染症防止のため中止とします。

●法務局の人権相談日

毎週月・金曜日
山形地方法務局米沢支局
☎ 0238-22-2148

※当面の間、できる限り電話による相談をお願いします。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎ 85-6131

■新型コロナウイルス感染症に伴う

国民健康保険傷病手当金の申請について

●対象者 白鷹町国民健康保険

加入者のうち給与所得を受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより勤務できない方

●支給対象期間 勤務できなくなった日から起算し3日を経過

した日から勤務できない期間で、給与などの全部または一部が受けられない期間

●支給額 1日当たりの給与などの支給額（直近の継続した3

月間の給与収入の合計額を就労

日数で除した金額）×3分の2

×対象日数

※ただし、支給された給与などがある場合は、その額を控除した金額となります。

●適用期間 令和2年1月1日

から9月30日の間で療養のため勤務することができない期間
※ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで。

【問い合わせ】

町民課国保医療係
☎ 85-6130

令和元年度（平成31年度）版
広報しらたか・議会だよりしらたかの有料製本サービスを行います

広報紙の有料製本を行います。希望される方は、下記によりお申し込みください。

●製本対象

- 令和元年度（平成31年度）に発行した
- ・広報しらたか（No.1242～1253）
- ・議会だよりしらたか（No.142～145）

●料金 1部 500円

●受付期間 6月12日（金）まで

●申込方法 広報紙つづりに住所と氏名を記入し、各地区コミュニティセンター、または企画政策課情報係までお持ちください。その際、備え付けてある受付表に住所と氏名をお書きください。

●製本後のお渡しとお支払い

- ・製本完了後、ご家庭へ郵送します。
- ・同封する「納付書」により町内金融機関（ゆうちょ銀行は除く）、または役場出納窓口で料金をお支払いください。

【問い合わせ】企画政策課情報係 ☎ 85-6121



広報しらたか



議会だよりしらたか

———お願い———

- ・「広報しらたか」「議会だよりしらたか」以外の印刷物などは入れないようにしてください。
- ・つづる順番は広報しらたか4月号が一番上になるようにし、3月号の後に、議会だよりしらたかをつづってください。
- ・一部の号が抜けている場合はできる限り補充しますので、不足の号を表紙に明記してください。

「春のエコ通勤・エコドライブ推進県民運動」を 実施中！

エコ通勤とは、マイカーの利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用する環境にやさしい通勤スタイルです。

エコドライブは、急発進や急加速をせず、ふんわりアクセル「eスタート」を心がける、交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がける、ちよつとの

買い物や用事で車を離れる際はエンジンを切るなど、今すぐ始めることができるアクションです。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係

☎ 85-6131

買い物支援事業を継続して実施します

●買い物ポイントサービス事業

買い物などの移動手段として、デマンドタクシーをご利用いただいている方へポイントカードを発行します。ポイントカード満点で、町内の商店（ゆーしーる加盟店）で500円分の買い物ができます。

ポイントカードはデマンドタクシー車内に備えています。ご利用の際は運転手までお声掛けください。

▽対象者 町内に居住し、デマンドタクシーを利用するすべての方

▽利用いただける商店 協同組

合ゆーしーる加盟店

▽満点カードの有効期限 満点となった日の年度末（3月末）まで

●移動販売支援事業の事業者を募集します

買い物が困難な地域（町内）で移動販売を実施している事業者を支援します。事業者は町に対し申請が必要です。お問い合わせの上、申請ください。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係

☎ 87-0696

『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』 を制定しました

白鷹町では障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定しました。ここでいう障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心や体の動きに障がいがある人で、そのことから日常生活や社会生活に、相当な制限を受けている方です。

※令和2年4月1日に施行されました。

条例の主なポイント

●障がいを理由とする差別の禁止

町および事業者は、障がいがあるという理由で、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること（不当な差別的取扱い）を禁止しています。

不当な差別的取扱いとは、たとえば正当な理由なく、障がいを理由としてサービスや各種機会を提供しない、場所・時間帯などを制限する、障がいのある人だけに条件をつけることなどです。

●合理的配慮の提供

障がいのある人から配慮を求められた場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更または調整を行うこと（合理的配慮）が必要になります。このとき町は、合理的配慮をしなければなりません。

また、事業者の皆さまにも、合理的配慮についての努力をお願いしています。

いずれも、やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。

障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を、みんなで作り上げましょう。

【問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

児童手当について お知らせ

今年度も、生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

●対象 中学校修了前の児童を養育している方

●支給額(児童1人あたり月額)

・3歳未満 1万5000円

・3歳以上小学校修了前

第1子、第2子 1万円

第3子以降 1万5000円

・中学生 1万円

☆所得制限限度額(※) 以上の方の場合は一律5000円

●支給月

・令和2年6月(令和2年2月～令和2年5月分)

・令和2年10月(令和2年6月～9月分)

・令和3年2月(令和2年10月～令和3年1月分)

★次の方は手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する児童が増えた方。

②他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方

(原則、申請した月の翌月分から支給となります。出生や

転入などの場合は15日以内に申請してください。)

※申請書は町民課戸籍年金係でもお預かりします。

※申請には申請者名義の通帳の写し、健康保険証の写しが必ず要です。

※児童手当の給付を受けている方は毎年6月に現況届を提出する必要があります。別途ご案内しますので、忘れずに提出してください。

※公務員の方で手続きが必要な場合は、勤務先にご確認ください。

※子育て支援のために、児童手当を町に寄付することができます。希望の方はお問い合わせください。

《所得制限限度額(※)》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

【問い合わせ先】

健康福祉課子育て支援係
☎86-0212

白鷹町婚活サポート委員会を紹介します

結婚を希望する方へ、出会いのお世話や出会いの場の提供などを企画する団体です。ぜひ身近なサポート委員会へご相談ください。

氏名	住所	電話番号
鈴木 悦子	浅立 4066-3	☎ 85-3239
菅 亜貴子	山口 3635-1	☎ 85-4714
向田 忠博	広野 1752	☎ 85-4309
町田 幸子	横田尻 1134	☎ 85-4801
神保 玲子	鮎貝 3282	☎ 85-3333
佐藤 榮子	荒砥甲 1064	☎ 85-2063
長谷部善實	高玉 1199	☎ 85-1285
新野 学	箕和田 1261-43-7	
山川 孝治	中山 2490	☎ 85-2370
江口 悦子	鮎貝 1126-10	☎ 85-2918
菅 きく	山口 2438	☎ 85-4766

婚活応援室

毎週火曜日、ふれあいプランナーの菅亜貴子さんによる婚活相談会を実施しています。お気軽にご利用ください。

♥場所 K's Space(山口 喜多楼となり)

♥日時 毎週火曜日午後1時30分～8時

☆予定変更となる場合もあります。事前に電話予約いただくと確実に対応できます。

☆要相談にて火曜日以外にも利用可能です。

☆上記日時内であれば電話相談も可能です。

【相談・問い合わせ】

ふれあいプランナー 菅 亜貴子

☎090-4637-3805

婚活サポート委員会事務局(健康福祉課子育て支援係内) ☎86-0212

「高齢者福祉」

- **通所型サービスA「八乙女げんき塾」(デイサービス)**
条件 介護保険に該当しない
 65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
- **利用** 月々金曜日の間で1回
 午前10時から午後3時まで
- **利用料** 700円/回
- **場所** 老人福祉センター
- **通所型サービスA「元氣パワーアップクラブ」**
「元氣パワーアップクラブ」
 体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間程度の運動を行う教室です。
- **条件** 介護保険に該当しない
 65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
- **利用料** 200円/回
- **場所** 須貝接骨院
- **訪問型サービスA(ホームヘルプサービス)**

- **条件** 介護保険に該当しない
 65歳以上の方のみの世帯の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、日常生活で支援助および指導が必要な方
- **利用** 家事支援、1週間2回以内で1回1時間未満
- **利用料** 236円/回
- **通所型サービスB**
 住民主体の集いの場として百歳体操や趣味活動などを行います。
- **条件** だれでも(65歳以上の方で基本チェックリストにおいて該当し、利用が必要と認められた方)
- **利用** 毎週火曜日と金曜日
 午前10時～昼12時
- **利用料** 200円/回
- **場所** 「つどいの場にじ」(鮎貝3235)
- **元氣わくわく教室**
 介護予防を目的に体力筋力向上と、認知症予防にもなる体操を定期的に行う教室です。
- **条件** 65歳以上の方で日常生活に支援の必要がない方
- **利用** 各地区コミュニティセンターで週1回開催
- **利用料** 200円/回
- **場所** 各地区コミュニティセンター

- **元氣ワンダフル教室**
 体力・運動機能の維持向上交流を目的に、週1回2時間通所により運動を行う教室です。
- **条件** 65歳以上の方で日常生活に支援の必要がない方
- **利用料** 200円/回
- **場所** 新野医院運動コーナー
- **市町村特別給付(おむつ支給事業)**
 在宅で常時失禁状態にある介護の必要な高齢者に対して、紙おむつを支給します。
- **条件** 65歳以上の方で、要介護1以上の常時失禁状態にある高齢者。ただし、要介護1・2については認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方(入院中は該当しません)
- **給付** 現物(1カ月あたり介護保険制度の利用者負担割合が1割の方は4000円以内、介護保険制度の利用者負担割合が1割以外の方は2000円以内)
- **地域生活あんしんネットワーク事業**
 一人暮らしの高齢者などが、急病や災害などの緊急時にごく簡単な操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。
- **条件** 65歳以上の方のみの世帯、またはこれに準ずる方

- 町民税非課税世帯
- **利用料** 550円/月
- **高齢者世帯等雪下ろし費支給事業**
 自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。
- **条件** 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯など
- **給付** 屋根の雪下ろし1回当たり1万8000円を上限として年度3回以内
- **高齢者世帯等雪はき支援事業**
 自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。
- **条件** 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯など
- **内容** 住居の出入り口から生活道路に出るまでの除雪を行います
- **認知症初期集中支援推進事業**
 認知症の疑いのある方、認知症の方と家族の方が安心して在宅生活が続けられるよう、認知症ケアの専門職が訪問し支援します。また、認知症などの早期発見・早期治療のために専門医による相談を行います。
- **条件** 40歳以上の方で認知症について相談したい方やその家族

- **おたっしや訪問事業**
 ひとり暮らしの方が安心して生活できるよう支援するために看護職などが訪問します。
- **条件** 75歳以上のひとり暮らしの方
- **おでかけ見守り事前登録**
 徘徊などで行方不明となったとき、早期に見送ることができるように支援します。
- **認知症高齢者運転免許証自主返納等支援事業**
 65歳以上で認知症により介護認定を受けている方が運転免許証を自主返納した場合、また75歳以上の方で認知症により運転免許証取消処分となった場合、タクシー利用助成券を交付します。
- **家族介護者交流事業**
 介護者を一時的に介護から解放するために、施設見学などを兼ねた研修を実施します。
- **条件** 要介護度3以上の方、または認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方を介護している家族
- **認知症力フェエ実施事業**
 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症力フェエ(のどかカフェ)を開催します。

「心身障がい者福祉」

障がい福祉サービス

障がい者の自立した生活を支援します。

- **内容** 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの居宅生活や障がい者支援施設などへの入所・通所の支援
- **条件** 身体・知的・精神障がい者(児)・難病などで支援が必要な方
- ※障害支援区分認定が必要になります
- **料金** 世帯の町民税課税状況に応じた負担と食費などの実費負担

補装具費支給事業

障がい者(児)の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

- **内容** 必要な補装具費を支給
- **条件** 身体障害者手帳所有者または難病などで、補装具が必要な方
- **料金** 原則経費の1割負担
- ※負担上限があります

軽度・中等度難聴児補聴器

購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費を助成します。

- **条件** 身体障害者手帳の交付対象とならないことなど
- **助成** 補聴器購入費用の3分の2
- ※ただし、補聴器の種類ごとに助成上限があります

日常生活用具給付事業

障がい者(児)が日常生活を営む上での困難を改善し、自立した生活を支援します。

- **内容** ストマ、おむつなどの給付、便器、手すり、住宅改修費給付など
- **条件** 障害者手帳所有者または難病などで支援が必要な方
- **料金** 原則経費の1割負担
- ※負担上限があります

地域生活支援事業

障がい者(児)の地域での自立した生活を支援します。

- **内容** 障がい者相談支援事業(無料)、日中一時支援事業(無料)、移動支援事業(特別支援学校への通学支援含む)、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など
- **条件** 身体・知的・精神障がい者(児)または難病などで支

援が必要な方

- **料金** 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担

心身障がい者福祉タクシー

等利用助成事業

- **内容** タクシー等利用券を交付します。年間福祉タクシー券(690円12枚綴)を1冊交付。人工透析のため通院の方は2冊。(交通費助成を受けている方を除く)
- **条件** 身体障害者手帳1～3級の方(ただし、下肢機能障害は1～4級の方)
- **療育手帳** A、Bの方
- **精神障害者保健福祉手帳** 1～2級の方

人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

- **条件** 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方
- **給付** 自宅から医療機関までの往復距離により
 - ・20^キ未満 3000円/月
 - ・20^キ以上30^キ未満 4000円/月
 - ・30^キ以上 5000円/月

● **重度障がい者介護者激励金**
重度障がい者を在宅で介護している方に対し、介護者激励金を支給します。

- **条件** 身体障害者手帳1、2級または療育手帳A所有の20歳以上65歳未満の方で、日常生活全般において介護を要する在宅の障がい者の介護者
- **給付** 2万6千円/年

自立支援医療費支給事業(更生医療・育成医療・精神通院医療)

自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。

- **条件** 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾病を有する方で、一定所得未満の方
- **給付** 医療保険の個人負担分の一部を給付(課税・収入状況などに応じて給付額が異なります)

特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする方に手当を支給します。

- **条件** 病院などに3カ月以上入院または施設に入所していない方、本人および扶養義務者が一定所得未満の方
- **給付** 年4回支給(月額)

- ・20歳以上2万7350円
- ・20歳未満1万4880円

● **障がい者相談支援事業(無料)**
障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。

- **内容** 障がい者やご家族の悩みや相談に対して、専門的な職員が相談を受け、その方にあつた支援を行います
- **相談日** 月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始は休み)
- **連絡先** 相談支援事業所おきたま ☎ 88-15357

在宅酸素療法者支援事業

医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

- **給付** 呼吸器機能障害により身体障害者手帳3、4級を所有している方は月額1600円。その他の方で、本人の前年分所得税非課税の方は月額800円。

福祉灯油券交付事業

冬期間における経済的負担を軽減するため、1世帯につき5000円分の福祉灯油券を交付します。

- **条件** 町民税非課税世帯で重度心身障害者医療証交付世帯、70歳以上の方のみの世帯など

令和2年度の軽自動車税（種別割）の税額（年額）について



原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		令和2年度 税額（年額）
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪車(125 cc超 250 cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000 円
専ら雪上を走行するもの		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの (フォークリフトなど)	5,900 円



三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			税額（年額）			
			(1)	(2)	(3)	
軽自動車	三輪		4,600 円	3,100 円	3,900 円	
	四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
			自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
	四輪以上	貨物用	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円
			自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円

(1) 最初の新規検査から13年を経過した車両。(重課税率「環境にやさしい「グリーン化」を推進するため、環境負荷が他に比べて大きいと考えられる車両に対する税率のこと」適用車。)

※令和2年度は、最初の新規検査年月が平成19年3月31日以前の車両が重課税率の対象。

(2) 平成27年3月までに最初の新規検査を受けた、重課税率が適用されない車両。(電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの車両および被けん引車が適用されない車両)

(3) 平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両。

[グリーン化特例（軽課税率）について]

令和元年度中(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについて、令和2年度分に限り軽自動車税(種別割)を軽減する特例措置が適用されます。

●対象車

(ア)電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
(平成21年度排出ガス10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合車)

(イ)乗用：令和2年度燃費基準+30%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用：令和2年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。また、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いをします。

車種区分			税額（年額）			
			(ア)	(イ)	(ウ)	
			おおむね 75%軽減	おおむね 50%軽減	おおむね 25%軽減	
軽自動車	三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	四輪以上	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
			自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

令和2年度の所得証明および課税証明書などの発行開始日

【特別徴収の方】5月15日(金)

給与所得者の方の納税方法で、年税額を12回(6月から翌年5月まで)に分け、会社など(特別徴収義務者)が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方。

【普通徴収の方】6月15日(月) ※年金特別徴収の方を含む

①自営業者の方などの納税方法で、年税額を4期(納期限は、6月30日(火)、8月31日(月)、11月2日(月)、12月28日(月))に分けて自分で納税していただく方。

②年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方。

令和2年度の所得証明書には令和元年中(平成31年中)の所得、課税および非課税証明書などには令和元年中(平成31年中)の所得に対する課税額が記載されます。

※令和2年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。(税務出納課へ申告書を提出してください)

税務出納課からのお知らせ

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎ 85-6132

令和2年度固定資産税・都市計画税の納期の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済および町民生活への支援策として、令和2年度の固定資産税・都市計画税の納期を延長します。

対 象	令和2年度固定資産税・都市計画税の納税義務者すべて ■新型コロナウイルス感染症による影響の有無を問いません ■個人・法人を問いません
延長概要	令和2年度の固定資産税・都市計画税の納期を一律に2カ月延長
変更後の納期限	第1期 7月31日まで 第2期 9月30日まで 第3期 11月30日まで 第4期 2月1日まで ■口座振替期日もこのように変更になります。
その他	納期限前の納付をお考えの方は相談窓口にお問い合わせください。 ※事業所得のある方で、第4期分を令和2年分の経費として算入したい場合には、令和2年中の納付をお願いします。
相談窓口	白鷹町税務出納課資産税係 ☎ 85-6133 (直通) 白鷹町税務出納課収納係 ☎ 85-6106 (直通)

※固定資産の評価額の縦覧についても納期延長に伴い、7月31日(金)まで延長します。

■ 軽自動車税（種別割）の納期限は6月1日（月）です

① 軽自動車税（種別割）の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。要件については、税務出納課町民税係にお問い合わせください。

また、軽自動車税（種別割）の減免は毎年申請が必要です。昨年から引き続き減免を受けられる方も、期間内に再度申請をしてください。申請されない場合は、減免を受けられなくなります。

● 申請期間 納付書が届いた日～6月1日（月）
※納期限まで

● 申請場所 税務出納課町民税係

● 申請の際に持参いただくもの

① 申請者の個人番号がわかるもの、または身体障害者手帳など障がい状態がわかるもの

② 免許証

③ 軽自動車税（種別割）の納付書または納税通知書

④ 印鑑（認印、シャチハタ不可）

※家族が運転する場合は、運転する方の免許証もお持ちください。

② 軽自動車税（種別割）を口座振替される方へ

軽自動車税（種別割）を口座振替で納められた方の車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、お手数ですが引き落としの確認ができる預金通帳を記帳してご持参の上、税務出納課町民税係までおいでください。

③ 軽自動車税（種別割）を納付書で納付される方へ

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車（種別割）納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方はなくさないように注意してください。

万が一なくされた場合は、役場の税務出納課町民税係で再発行できますので、納付が確認できるもの（領収書など）をご持参の上、おいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストアの場合は2～3週間程度かかります。）

白鷹町消防団

令和2年度 最高幹部の紹介

白鷹町消防団が新体制でスタートしました。

平盛和団長以下、最高幹部の皆さんをご紹介します。



団長 平 盛和



副団長 佐藤 貴光



本部分団長 梅津 和則



第1分団 分団長
児玉 秀朗



第2分団 分団長
佐藤 福一



第3分団 分団長
竹田 秀一



第4分団 分団長
海老名 智之



第5分団 分団長
梅津 智彰



第1分団 副分団長
福嶋 貴士



第2分団 副分団長
樋口 慶樹



第3分団 副分団長
高橋 秋博



第4分団 副分団長
吉田 隆二



第5分団 副分団長
藤守 真一

6月1日（月）より開始!

※予約は5月25日（月）より受付を開始します。
※実証実験期間は11月末までの予定です。



白鷹町デマンドタクシー 町外延伸(直行便)の実証実験がいよいよスタート!

運行ルート

白鷹町立病院⇄公立置賜総合病院
(経由地なしの直行便)

※タクシーの乗降場所は町立病院・公立置賜総合病院
ともに入口付近のバス停留所です。

運行日

月曜日から金曜日の週5日（土・日・祝日は運休）

◇運行時間（1日2往復）

- 1便目：行き 町立病院9時15分発
 帰り 公立置賜総合病院10時00分発
- 2便目：行き 町立病院12時15分発
 帰り 公立置賜総合病院13時00分発

利用料金 片道1,000円

※障がいのある方で障害者手帳をご提示いただいた場合、運転免許証を自主返納された方で運転履歴証明書をご提示いただいた場合は片道500円（半額）でご利用いただけます。

ご利用方法

《利用できる方》

- ・町内にお住まいで、ひとりで乗り降りできる方であればどなたでも利用することができます。
- ・未就学児は無料ですが、1名につき同伴者が1名必要になります。
- ・ひとりで乗り降りできない方は、付き添いの方がいれば乗ることが可能です。この場合、付き添いの方も料金がかかります。
- ・自宅～町立病院間の移動は町内全域のデマンドタクシー（利用料金500円）をご利用ください。

※実証実験の効果測定のため、利用者アンケートを実施しますのでご協力ください。

登録

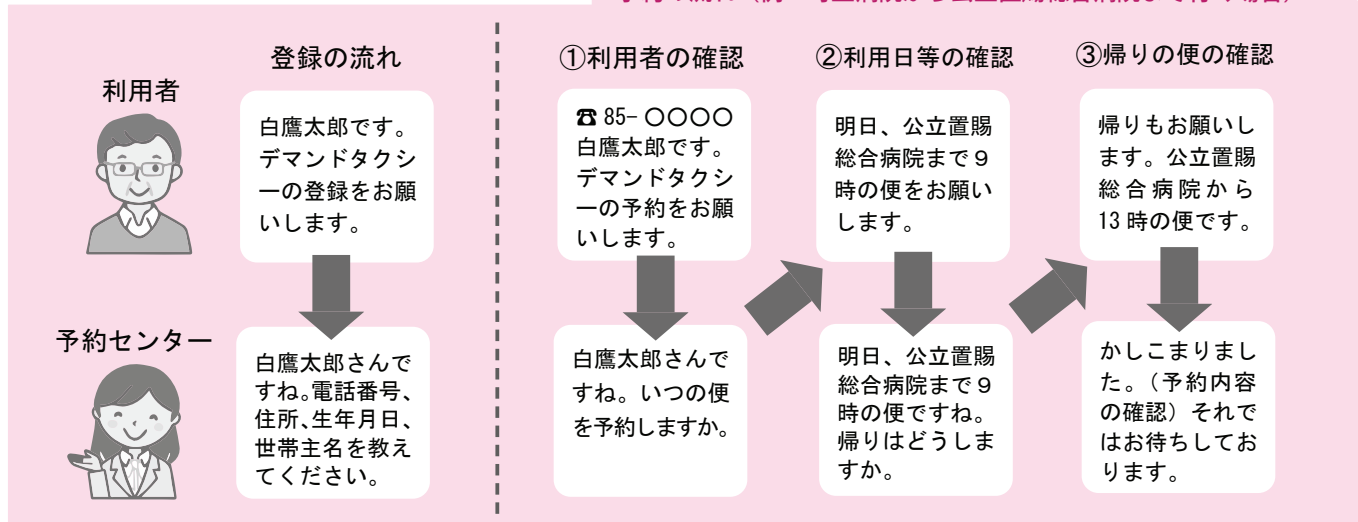
- ・利用される方は、ご利用の前日までに利用登録（無料）が必要になります。「利用登録申込書」に必要事項を記入の上、予約センターへ提出してください。
- ・「利用登録申込書」は予約センターまたは役場企画政策課から取得してください。
- ・登録の受付は随時行っております。電話、FAXによる申込も受け付けます。
- ※すでにご登録をいただいている方は再度の登録は不要です。

予約

- ・利用する場合は、前日まで予約センター（☎85-0365）に電話で予約してください。
- ・予約の変更やキャンセルする場合は、必ず予約センターへご連絡ください。原則として当日の変更は受け付けません。

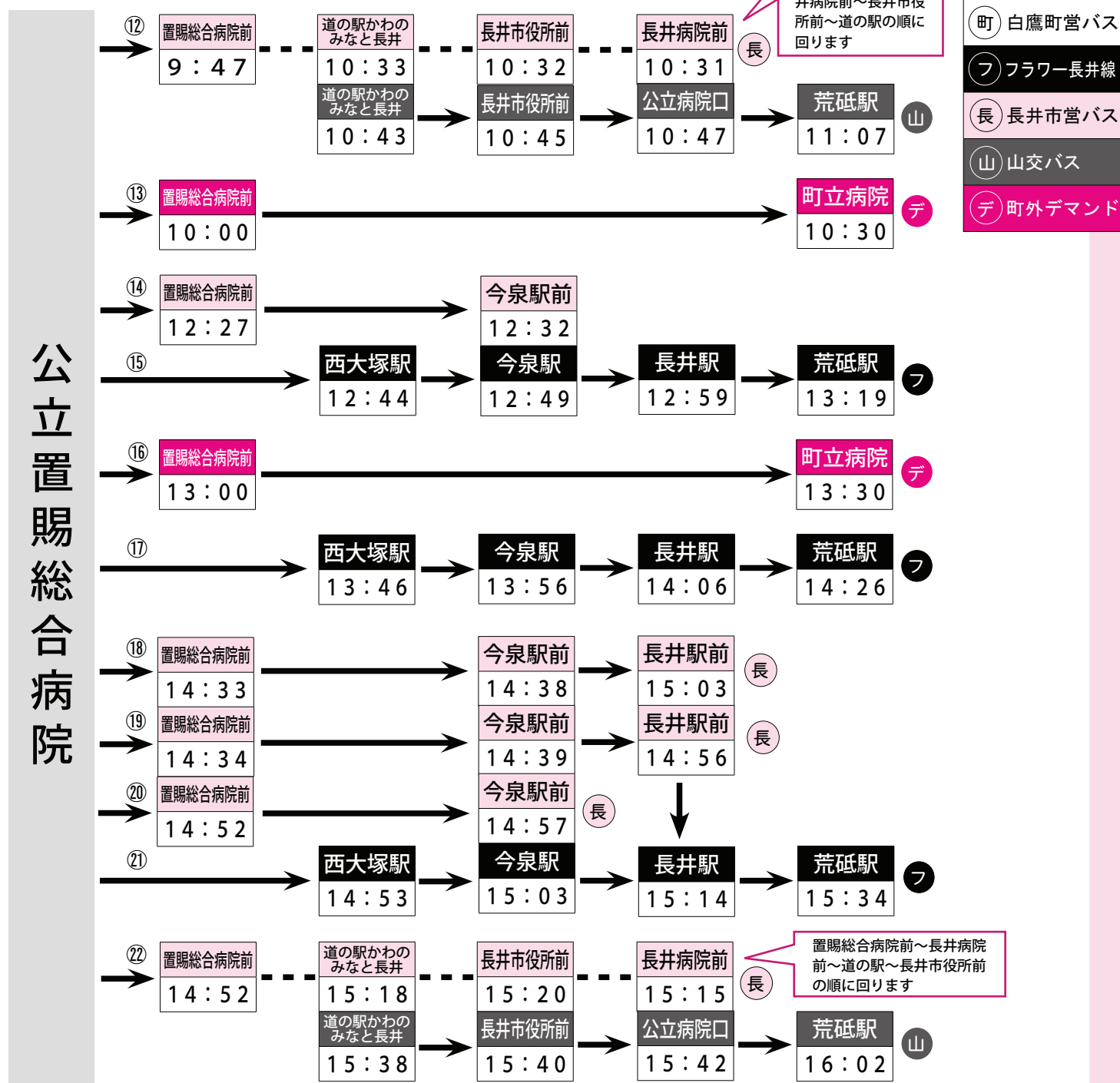
◇白鷹町デマンドタクシー予約センター
(株朝日観光タクシー内)
電話/FAX: ☎85-0365
◇受付: 午前9時～午後5時
※月曜～金曜の平日と日曜
(ただし、日曜から連休が続く場合は連休最後の日)

予約の流れ (例: 町立病院から公立置賜総合病院まで行く場合)



鷹町内～公立置賜総合病院)

【帰り：公立置賜総合病院⇒町内】

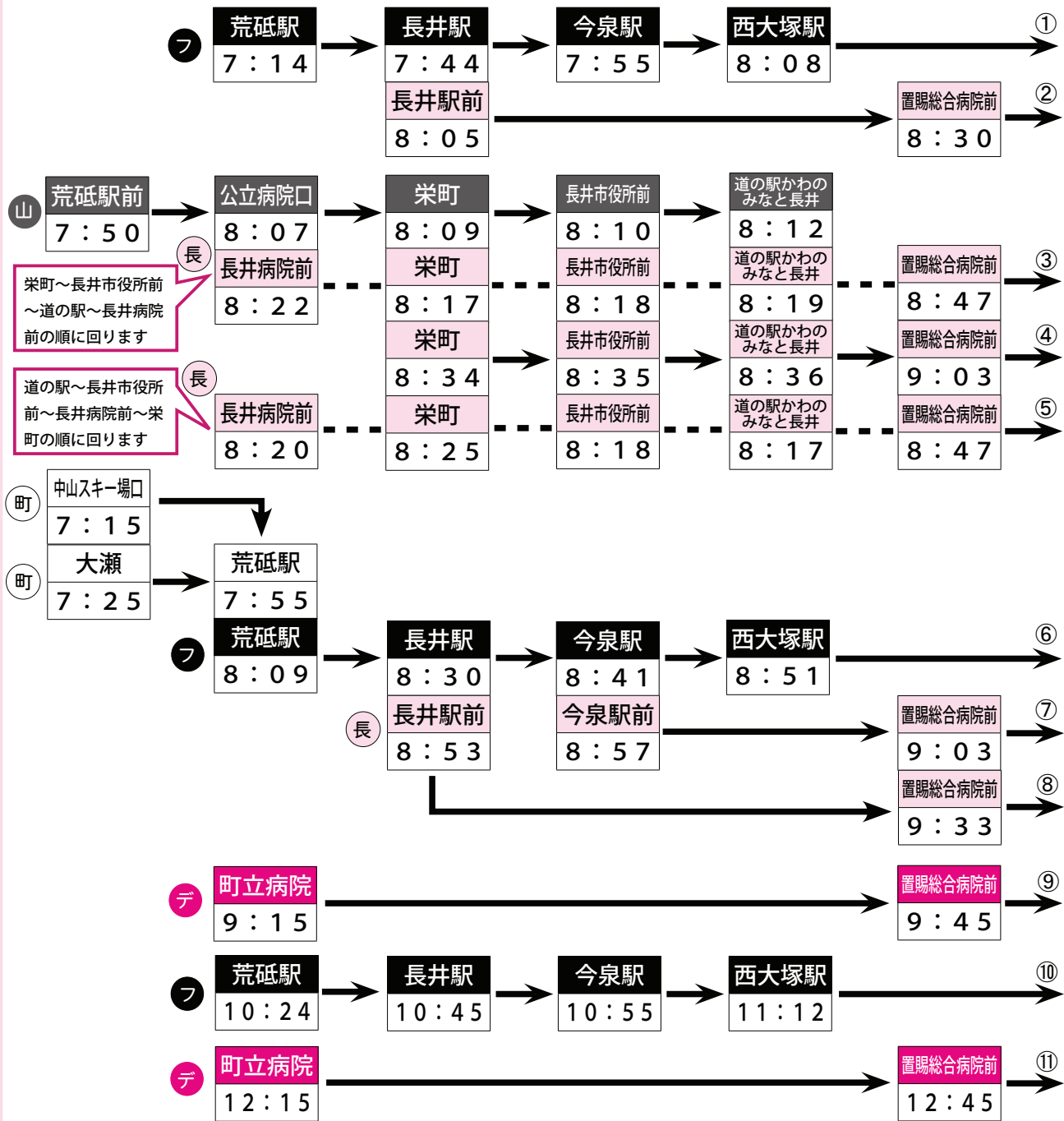


〈運賃例〉

- ⑫ 940円 (市営バスは伊佐沢・中央線 (月～金) 利用、山交バス道の駅乗車、荒砥駅降車)
- ⑬ 1,000円
- ⑭ 720円 (市営バスは上郷・平山線 (月・水・金) または九野本線 (火・木) 利用、長井線荒砥駅降車)
- ⑮ 1,400円 (長井線西大塚駅までタクシー利用、荒砥駅降車)
- ⑯ 1,000円
- ⑰ 1,400円 (長井線西大塚駅までタクシー利用、荒砥駅降車)
- ⑱ 720円 (市営バスは白兔 (里巻) 線 (月・水・金)、長井線今泉駅乗車、荒砥駅降車)
- ⑲ 720円 (市営バスは平線 (火・木)、長井線今泉駅乗車、荒砥駅降車)
- ⑳ 720円 (市営バスは上郷・平山線 (月・水・金)、長井線今泉駅乗車、荒砥駅降車)
- ㉑ 1,400円 (長井線西大塚駅までタクシー利用、荒砥駅降車)
- ㉒ 940円 (市営バスは上郷・平山線 (月・水・金) または九野本線 (火・木)、山交バス道の駅乗車、荒砥駅降車)

白鷹町公共交通時刻表 (白鷹町)

【行き：町内⇒公立置賜総合病院】



公立置賜総合病院

〈運賃例〉

- ① 1,400円 (長井線荒砥駅乗車、西大塚駅からタクシー利用)
- ② 770円 (長井線荒砥駅乗車、市営バスは勸進代(白兔)線(月～金)利用)
- ③ 910円 (山交バス荒砥駅前乗車、公立病院口降車、市営バスは白兔(里巻)線(月・水・金)利用)
- ④ 940円 (山交バス荒砥駅前乗車、道の駅降車、市営バスは上郷・平山線(月・水・金)または九野本線(火・木)利用)
- ⑤ 910円 (山交バス荒砥駅前乗車、公立病院口降車、市営バスは平線(火・木)利用)
- ⑥ 1,600円 (町営バス利用、西大塚駅からタクシー利用)
- ⑦ 920円 (町営バス利用、市営バスは上郷・平山線(月・水・金)または九野本線(火・木)利用)
- ⑧ 970円 (町営バス利用、市営バスは伊佐沢・中央線(月～金)利用)
- ⑨ 1,000円
- ⑩ 1,400円 (長井線荒砥駅乗車、西大塚駅からタクシー利用)
- ⑪ 1,000円

(注) この時刻表は各公共交通のうち、白鷹町内と置賜総合病院間の効率的なアクセス方法を表記したものであり、全ての路線や停留所等を示すものではないことを基に作成しています。

移住・定住施策

人口減少を抑制するための施策の一つ「移住・定住」に関する令和2年度の事業を紹介します。



町外から転入された方へ

■しらかが若者移住定住支援交付金

○対象世帯：条件すべてを満たす世帯

①申請時に夫婦のどちらか一方が45歳未満の夫婦または、45歳未満の者と中学生以下の子が1人以上（出産予定も含む）いる世帯

②町外から転入した方で、申請時に白鷹町の住所を有する方。

③世帯主が会社などの転勤による異動

でない世帯

④世帯主が進学による異動でない世帯

⑤5年以上定住の意思のある世帯

※返還規定があります

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下の子がいる世帯) ※出産予定を含む	
	1～2人	3人目以降
10万円	10万円	1人増すごとに、 5万円ずつ加算



県外から山形県へ移住された方へ

■移住支援金事業

東京23区（在住者または通勤者）から山形県内（または白鷹町内）に移住し、県が設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に就業した方などに対し、最大100万円の移住支援金を支給します。

■山形県移住世帯向け食の支援事業

県外から山形県へ移住された方に対し、米・味噌・醤油を提供します。

※県、町の移住相談を経て転入された方が対象

①県外から県内の市町村に転入すること

②転入前に公的相談窓口などを利用していること

③世帯主が会社の転勤や進学による異動でないこと

提供内容	米	味噌	醤油
2人以上世帯	60kg	3kg	3L
単身世帯	40kg	2kg	2L



空き家をお持ちの方へ

■白鷹町空き家バンク事業

空き家バンクでは、空き家を売りたい方、貸したい方の情報を集約し、利活用したい方へ紹介します。

○登録に必要な書類

・登録申込書、身分証、物件情報などの提出書類の詳細は下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

○事業主体：白鷹町空き家対策ネットワーク協議会



お住まいをお探しの方へ

■空き家バンク利活用支援交付金事業

空き家バンク物件を賃貸・売買され5年以上定住の意思がある方に交付金を交付します。

※返還規定があります。

子育て加算
あります

契約種類	基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下の子がいる世帯) ※出産予定を含む	
		1～2人	3人目以降
売買	50万円	10万円	1人増すごとに 5万円ずつ加算
賃貸	5万円		



空き家の管理でお困りの方へ

■「空き家管理サービス」

空き家を今すぐ利活用できない方や遠方で管理が行き届かない方のために、管理をサポートします。

コース	料金
お手軽コース	月額 5,000円/棟
しっかりコース	月額 10,000円/棟

荒砥地区

町道・農道の整備、道路わきの除草剤散布作業、荒砥こども見守り隊ユニフォーム作成、仲町防災マップの作成、分館のエアコン設置支援、コミセン方向案内看板設置、コミセン周辺整備



分館で快適な集会ができるよう、分館エアコン設置事業を実施しました。婦人会、老人クラブ活動や夏のイベントに大いに役立ってくれると思います。

鮎貝地区

大壇街道北側側溝蓋設置、旧鮎貝黒鴨線側溝整備、森合公民館外溝水路蓋設置、地域イベント活性化のためのテント購入、高岡農村公園北側ネット設置、深山イベント資材保管庫整備、深山景観づくり、第2回地区夏まつり



地区夏まつりでは、地元の商店や農業生産者のほか、若者のサークルなどにも出店していただきました。地区を挙げてのイベントとして定着させたいものです。

蚕桑地区

桜の里散歩路歴史探訪、蚕桑塾、夏休み寺子屋、スポ GOMI 大会、蚕桑の味じまん、蚕桑地区防災研修会、コミセンカフェ設置、山口修験道の修復と改修工事 ほか



桜の里散歩路歴史探訪は、平成30年に作成したマップを活用し3回実施しました。石井紀子さんから神社仏閣の説明をお聞きし、蚕桑に住みながらも知らなかった後世に残していくべき立派な彫刻や仏像を知る機会となりました。

平成27年度にスタートしたコミュニティセンターは、地域課題の解決や地域の特色を生かした活動について、地域の皆さんで知恵を出し合いながらさまざまな事業に取り組みんでいただいています。今年で5年目を迎えたそれぞれの地区コミュニティセンターでの、令和元年度の特徴のある地域づくり推進交付金事業について紹介します。

活力ある地域の構築を目指して——

笑顔かがやく 地域づくり事業

東根地区

合同獅子舞披露、コミュニティビジネス支援構想、畔藤田植踊りの伝承、高齢者健康づくり、歴史探訪事前学習、安心安全地域づくり



世代をつなぐ伝統文化獅子舞を、地域の宝として誇りを持ち継承することを目的に、東根各地域の「四獅子舞の祭典」を開催。獅子連や来場された多くの方々から好評でした。

鷹山地区

花壇の土の入り替え、町道側溝の蓋敷設、白鷹山登山道の駐車場整備、除草剤散布による道路の維持管理、滝野、萩野、中山地区の夏祭りへの助成



新屋敷第1町内で県道側の畑に花を植えていましたが、長年の植栽のため育ちが悪く、花が咲かなくなっていました。そこで、土の入れ替えを行ったところ、再びきれいな花を咲かせることができました。

十王地区

獅子舞保存継承、紅花をいかした地域づくり



長年受け継がれてきた獅子舞行列の継承が人口減少に伴い危機的な状況にある中、地域の伝統文化を保存・継承するため、子どもや女性から参加者を募りお囃子の講習会を重ねたい手の育成を行いました。令和元年5月のお祭りで初披露され、祭りに賑わいと華やかさが増し十王地区が大いに活気づきました。

白鷹町まちづくり助成事業

—まちづくり事業に助成を希望する団体を募集します—

白鷹町まちづくり助成事業は、地域や集落、または町民の自主的な団体などのまちづくり団体が、地域の活性化や暮らしの豊かさを高める住み良いまちをつくることを目的とした自主的で計画的な活動や、若者たちが実施するふるさとの良さを再確認する機会となる同世代の交流会などを応援する事業です。助成総額は200万円を予定しています。

チャレンジを応援します！

まちや地域を元気にする事業、また今後の地域づくりを進める上での計画づくりなどに助成を希望する団体はぜひご応募ください。なお、助成対象とする事業は、審査しての採択となります。

助成の対象となる事業

- ① 地域づくり事業
コミュニティ施設などの整備、地域特性を活かした施設などの整備、地域の景観形成など
- ② 生涯学習事業
講演会、講習会、研修会の開催、芸術文化活動など
- ③ 歴史・文化事業
歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承など
- ④ イベント・交流拡大事業
大会、まつり、シンポジウム、都市交流など
- ⑤ チャレンジ事業
NPO・ボランティア団体の立ち上げ、特産物の開発など
- ⑥ 環境保全・地球温暖化対策事業
ごみ減量化や省エネルギーの取り組み、自然エネルギーの研究、ビオトープ整備、水質浄化活動など

⑦ まちづくり団体直営事業

まちづくり団体の構成員がコミュニティ施設などの維持管理作業などを直接行う際に必要な原材料費などの支給

⑧ 同窓会事業（詳細は下段参照）

満39歳以下の学年などの単位で町内にて開催される同窓会

⑨ その他、町長が必要と認めた事業

手続きの方法

- (1) 申請
事業の助成を希望する団体は、まず「協議書」を提出いただきます。事業予定期間の1ヶ月前までに申請してください。
- (2) 助成額
①～⑥、⑨は10万円以上の事業で、事業費の50%以内の額とします。ただし、助成限度額は50万円です。
⑦は原材料費などの80%以内の額で、限度額は10万円とします。なお、①～⑥、⑨の中には一部⑦の内容が複合しているようなときは、⑦の費用に関して80%の額を助成します。ただし、限度額は50万円です。
- (3) 助成金の交付決定
提出いただいた協議書をもとに、役場内に設置する「白鷹町まちづくり助成事業選定委員会」で審査し決定します。

「同窓会助成事業」を活用して思い出に花を咲かせませんか？

若者達が実施するふるさとの良さを再確認する機会となる同世代の交流会などの開催を応援する事業です。

● 助成対象の条件

- ① 同学年や同じクラス、部活動を単位とした同窓会
- ② 満39歳以下の学年の同窓会
- ③ 出席予定者が20人以上で、うち3割以上が町外に居住しているもの
- ④ 成人式と同日に開催しないもの
- ⑤ 白鷹町内で開催されるもの

● 助成額の基本額

参加者1人につき2千円
※ただし、助成金の交付限度額は20万円です。

● 助成額の特別枠

① フラワー長井線を利用して実施する同窓会事業には、3万円を助成します。

皆さんが主体となり 実施する事業を 「まちづくり助成事業」 で応援します。

令和元年度は、地域や集落または町民の自主的な団体が自分たちの手で行った4つの事業に対し、その事業費の一部を助成しました。

●平成15年度白鷹東中学校卒業生同窓会事業 (同窓会事業)

- 開催日 令和元年5月3日
- 出席者 24人
- 認定事業費 11万円
- 助成金 7万4,000円



▲30歳となった節目で同窓会を開催しました

●塔婆石建立200年記念事業（歴史・文化事業）

浅立地内にある塔婆石の建立から200年を記念し、保存されてきた古文書を読みといて冊子を作成。また、塔婆石の囲いを整備しました。

- 申請団体 塔婆石建立200年記念事業実行委員会
会長 高橋 弘夫
- 認定事業費 166万円
- 助成金額 50万円



▲塔婆石様の歴史が一冊の本にまとめられました。

●滝野地区景観形成事業（地域づくり事業）

紅花まつりの会場となる滝野地区で紅花の産地をPRするため国道沿いに紅花畑を造成しました。

- 申請団体 滝野区 区長 齋藤 隆司
- 認定事業費 36万4,100円
- 助成金 18万2,000円

●西横田尻区雪下ろし支援事業（チャレンジ事業）

西横田尻区の自主防災会において、雪下ろし作業が困難な世帯に対しての雪下ろし支援隊を結成。雪下ろし作業に要する用具を整備しました。

- 申請団体 西横田尻区自主防災会
代表 西横田尻区長 小林 賢一
- 認定事業費 41万6,520円
- 助成金 20万8,000円

●申請方法・手続

代表者は、事前協議書、事業計画書、収支予算書、同窓会案内文書などの写し、出席予定者名簿を提出してください。その後、交付申請をしていただきます。事業終了後には、実績報告書、収支決算書、同窓会集合写真、請求書の提出をいただき助成金を交付します。

※①②を合わせて実施した場合はそれぞれ対象となりますが、フラワー長井線利用拡大協議会が行う「貸切列車利用促進事業」の助成を受ける場合は、①は対象外となります。

②成人式から10年が経過し、自覚と責任を持った本当の意味での大人となった「30歳の節目」を記念して実施する同級会事業には、3万円を助成します。

対象となる同級生は、平成元年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた者、または平成2年4月2日～平成3年4月1日に生まれた者とし、助成は1回限りとなります。

地域おこし協力隊通信

— 第50回 —

「今年度も
よろしくお願いします」

地域おこし協力隊

廣瀬 將丈



地域おこし協力隊として昨年の6月に観光協会に着任して、早いものでまもなく1年がたとうとしています。現在は店舗さんのご協力のもと、観光客に駅で食事をしてもらえる企画「駅麵」を展開しています。先日テレビで少し取り上げられました。おかげで、テレビ見たよと声をかけていただくこともしばしば。今年は新型コロナウイルスの影響で、さくらまつりが中止となりました。初めての白鷹のさくらまつりを楽しみにしていただけない、とても残念です。



テレビの取材！
ちょっと緊張しました…(笑)

その分、来年はより楽しもうと思えます。出前やテイクアウトの情報をもとめた「白鷹おみせごはん」も新聞に取り上げられたりしました。過去に例がないことも、できることからまずやってみるスタンスで、新しいことにも果敢にチャレンジしていきます。

この1年で町内のさまざまな人とふれあい、いろいろなところに行き、見て、少しずつですが町のがわかつてきました。しかしながら、まだまだ知らないことがたくさんあります。皆さんのとっておきの情報をぜひ教えてください。今年度もいろんなことにチャレンジして、町の観光に寄与していきたいと思えますので、これからもよろしくお願いします。

町報川柳 — 意 —

かんこ親父意地と涙と誇りあり	広野 新野智耶子
意識するライバル有りて技冴える	坂戸市 安達 功
意見した子にもう今はおしえられ	山口 渡部喜美子
孫の意志そつと見守り夢叶う	十王 松野いせ子
意を交わすふるさとかたり夜が明ける	箕和田 土屋 平敏
田舎弁孫に言葉の意味聞かれ	箕和田 土屋 敏子
同窓会意中の人は来るどころか	鮎貝 植木 英夫
意見別れ激論の末一致する	荒砥乙 木口 とよ
意識的元氣源年若く	鮎貝 神保 玲子
意味のない言葉はないと思う日々	浦安市 鷹山 悠介
意のままに生きたら皺ものびるかな	浅立 梅津美千子
与野党の互いに引けぬ意地があり	荒砥乙 保科 努
すすめられ食べたら意外うまかった	世田谷区 遠藤 八重
身振りやら手振りも加わえ意地みせる	浅立 梅津 太一
無意識に冷汗かいて寝言いう	山口 石川與次衛門
意味のない答弁ばかりの二枚舌	高岡 安部 健一
意識して遠廻りする小買物	鮎貝 佐藤 幸子
意余り言葉たらずで眠られず	荒砥甲 鈴木美貴子
意気投合互いに気持友を呼ぶ	高玉 橋本つね子
初対面意気投合に時忘れ	高玉 高橋 朝子
親と子で意見交換して平和	山口 児玉 保子
一強は民意無視する暴走車	十王 守谷 勝助
故郷も過疎寂びれたのれん意地を張る	菖蒲 小関 弘

次回「母」五月二十五日まで／「家」六月二十五日まで（※作品には、ふりがなを振ってください）
白鷹町大字荒砥甲八三三番地 白鷹町役場企画政策課情報係 宛



ちょうりじょうゆうびん

給食についてのお知らせ

給食について、5月18日(月)より再開する予定です。

献立については、感染防止を第一に考えたパンや牛乳などの簡易的なメニューでの提供とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

今回は、給食を楽しみにしている子どもたちが、お家で給食の味を楽しめるように、給食で提供している人気メニューのレシピをご紹介します！

ご紹介するのは、子どもたちから特に人気の「鶏肉のレモン漬け」です！

鶏肉のレモン漬け

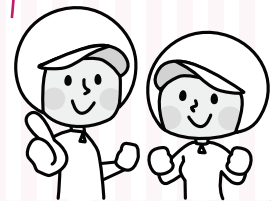
《材料（小学校の大きさを4人分）》

	鶏むね肉切り身（60g程度）	4切
	片栗粉	適量
	揚げ油	適量
A	砂糖	大さじ2
	しょうゆ	大さじ1
	水	小さじ2
	レモン汁	小さじ2
	パセリ	少々

《作り方》

- ①小なべにAを入れて火にかけ、砂糖が溶けたら火からおろす。
- ②①の粗熱がとれたらレモン汁を入れてたれを作る。
- ③鶏肉に片栗粉をまぶし、余分についた片栗粉をはたき落してから、油で揚げる。
- ④揚げた鶏肉を②のたれにくぐらせ、パセリをふる。

給食メニューを
お家で作ってみよう！



令和2年度がスタート！

— 入学式・生徒会のスローガン —

4月21日、新入学生24名を迎え、全校生徒105名で令和2年度がスタートしました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、約2週間遅れの入学式となりましたが、満開の桜が新入学生を迎える中で行うことができました。

今年度も行事・部活動・ボランティア活動で一人ひとりが輝き、大きく飛躍できる年にするため、挑戦し、活躍できる学校に発展できる年にしたいと考えています。

荒高掲示板

令和2年度スタート！
入学式・生徒会スローガン



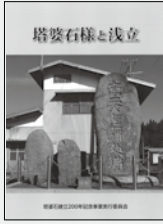
2020（令和2）年度 荒高生徒会スローガン

Change

～ 挑戦 飛躍 新たなステージへ ～

郷土資料『塔婆石様と浅立』

塔婆石建立 200 年記念事業委員会



白鷹町浅立地区に江戸時代から伝わる巨大な石碑「念仏供養塔」(塔婆石)の建立 200 年を記念し、地元住民 20 人でつくる実行委員会が発刊。古文書解読で判明した当時の状況を紹介している。



開館時間：午前 9 時～午後 7 時

『流人道中記 上・下』 浅田 次郎 (中央公論新社)



姦通の罪で奉行所に切腹を言い渡されたが、それを拒んで蝦夷へ流罪となった旗本・青山玄蕃は、若き押送人・石川乙次郎とともに、奥州街道の終点・三厩を目指し歩み始める。旅路の果てで明らかになる、玄蕃の抱えた罪の真実は…。道中であつた難題を、玄蕃が機知と人情溢れる采配で解決していく。浅田次郎の作品らしい心が温まる小説である。

- 本の貸し出しについて、町内の方を対象に貸し出しのみ行っています。
- 図書館のオープンについては、状況により、ホームページでお知らせします。

『おんなじ だあれ?』 しもかわら ゆい (あかね書房)



穴から見える小さなおてて。誰のでしょう? ページをめくると…ねずみさんとはりねずみさん。小さなおてて、同じだね。あてっ遊びが楽しい、しかけ絵本。



【地域包括支援センターより】

皆さまお元気でお過ごしですか?

介護予防教室など、通いの場が中止になり、生活リズムが変わったり、会話が少なくなったり、運動不足になったりしていませんか?

新型コロナウイルス感染症の流行で、外に出る機会が少なくなり、体を動かす機会も減っているのではないかと思います。自宅での過ごし方や、お家でできる介護予防を紹介させていただきます。



こまめに体を動かしましょう! 運動で足腰を丈夫に保ち、痛みや転倒を予防しましょう!

長い時間、同じ姿勢していると筋肉が固くなってしまいます。介護予防教室などで習った体操を、ゆっくりと痛みが出ない程度で、無理せず行いましょう。掛け声をかけたり、回数を数えたり、息を止めないよう心掛けましょう。

お口を清潔に保ちましょう。

歯磨き、入れ歯の手入れを行い、美味しくしっかりかめるよう整えましょう。

低栄養を防ぎましょう!

体を動かすことでお腹も空きます。1日3食、規則正しくしっかり食べましょう。特に筋肉・骨を元気にするために良質のたんぱく質(魚・肉・卵などの動物性たんぱく質、大豆・大豆製品などの植物性たんぱく質どちらも)を十分にとりましょう。

バランスよく、ゆっくりかんで食べましょう。念のため、取り皿に自分の分だけ取りましょう。

水分を意識してとりましょう。カフェインの少ない白湯や麦茶、ほうじ茶、番茶などをおすすめします。

どうしても食欲がない時は、少しでもよいので食べ、かかりつけ医に電話で相談しましょう。

三密を避けるため、外出や訪問を控えていただいている中、家族や地域の方との支え合いが大切です。電話や手紙で近況を報告したり、心のつながりを大切にしていきましょう。

第2次白鷹町健康増進計画 元気ニコニコしらたか21

GENKINIKONIKOSHIRATAKA21

【問い合わせ】健康福祉課健康推進係 ☎ 86-0210

令和2年度の乳がん・子宮頸がん検診 (レディース検診)のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、令和2年5月に予定しておりました「乳がん・子宮頸がん検診(レディース検診)」を延期します。そのため、「広報しらたか4月号」および「令和2年度元気ニコニコ推進カレンダー」でお知らせしておりました日程および対象地区が変更となります。

《変更前》

期 日	対象地区
5月19日(火)	蚕桑地区
5月25日(月)	
5月26日(火)	
6月3日(水)	
6月9日(火)	十王地区
6月18日(木)	
6月24日(水)	
7月1日(水)	

《変更後》

期 日	対象地区
5月19日(火)	延 期
5月25日(月)	
5月26日(火)	
6月3日(水)	蚕桑地区
6月9日(火)	
6月18日(木)	
6月24日(水)	
7月1日(水)	

蚕桑地区以外の方の検診日程は、左記日程以降を予定しております。日程・対象地区が決まり次第、町報や町ホームページなどでお知らせします。

なお、今後の感染状況によっては再度延期などになる場合もございます。その際は、対象の方にご連絡させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

不安に思う場合

症状の有無に関わらず…

- 新型コロナウイルスのわからないこと
- 不安なこと など

☎電話相談

厚生労働省の電話相談窓口
☎0120-565-653

(フリーダイヤル)

【受付時間：9:00～21:00】

※土・日・祝日含む

山形県の新型コロナ相談窓口

新型コロナ相談窓口

【受付時間：平日8:30～17:15】

置賜保健所 0238-22-3002

聴覚や言語機能に障がいがある方については、ファクシミリで受付しています。

☎023-625-4294

【受付時間 平日8:30～17:15】

感染が疑われる場合

- 風邪症状・発熱が続いている
- 強いだるさ、息苦しさ
- 発症者と濃厚接触
- 海外からの帰国直後 など

☎電話相談

新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター)

県内統一番号

(コールセンター対応・フリーダイヤル)
【毎日24時間対応・土・日・祝日含む】

☎0120-88-0006

必要な場合に
受診を案内します

新型コロナ感染症外来

新型コロナウイルス相談・受診の流れ

感染症予防のためには、日ごろからの健康管理・健康観察がとても大切です。
今、一人ひとりの意識や行動が問われています。感染拡大の防止には、皆さんの協力が必要です。

万が一、発熱やせきの症状があらわれた方は、
▼感染拡大防止のため、極力外出や人との接触を控えてください。
▼速やかに左記の相談窓口へ電話いただき、指示に従ってください。よろしくお願いします。

自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられます！

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和元年12月24日に施行されました。また、第12条の「自転車損害賠償責任保険等への加入」は令和2年7月1日から施行されます。

(自転車損害賠償責任保険等への加入) ※条例より抜粋

第12条 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) **自転車利用者** 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該自転車利用者以外のものにより、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入措置が講じられているときは、この限りでない。
- (2) **保護者** その監督する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該以外の保護者以外のものにより、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入措置が講じられているときは、この限りでない。



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る (飲酒運転、二人乗り、並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点では信号遵守と一時停止・安全確認)
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車安全利用五則を守り、事故のない
安全な自転車利用をお願いします！

まちのおまわりさんを紹介します！

4月より、白鷹東駐在所と白鷹西駐在所に着任した4名の警察官の皆さんをご紹介します。

警察官の皆さんは、町内で発生した事故、事件などの対応にあたるほか、町内のパトロール、巡回連絡などを行い、町民の皆さんの安心・安全を守るために日々活動しています。何か困りごとなどがあれば、遠慮なくご相談ください。

これからどうぞよろしくお願ひします。

白鷹東駐在所



警部補
安部 弘さん



巡査長
小河 豪さん

白鷹西駐在所



巡査部長
佐藤 正明さん



巡査長
山口 正人さん

[中央公民館展示案内]

1階町民ラウンジで
展示しています。

《書道コーナー》

【掲示期間】4月に引き続き

5月31日まで

殿岡 春草さん（荒砥）

平井 優苑さん（畔藤）

井上 善峰さん（鮎貝）

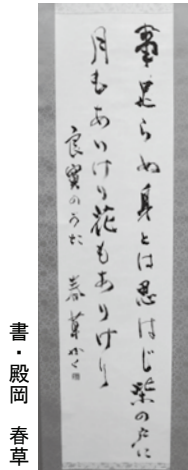
【掲示期間】6月1日より

7月31日まで

奥山 玉舟さん（荒砥）

紺野 華穂さん（萩野）

遠藤 景子さん（広野）



6月

デマンドタクシー
運行・予約受付カレンダー



日	月	火	水	木	金	土
	①	②	③	④	⑤	6
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	13
⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	20
⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	27
㉖	㉗	㉘				

●運行日 毎週月曜～金曜日

●予約受付日 日曜～金曜日（丸印の日）

※利用する際は、前日までご予約ください。ただし、当日午後1時以降の便を利用する場合は、当日午前9～11時まで予約すれば利用可能です。

●受付時間 午前9時～午後5時

※通常のタクシーとは異なり、乗り合いタクシーのため出発時間や到着時間に幅が生じます。時間に余裕もってご利用ください。

デマンドタクシー予約センター ☎ 85-0365

4月の「町長交際費」と「町長の主な動静」

問 総務課総務係 ☎85-6120

●町長交際費

支出日	区分	支出額	内 容
4月3日	香典	10,000円	区長、元職員弔慰金
4月16日	香典	5,000円	職員ご親族弔慰金

支出日	区分	支出額	内 容
4月27日	御祝	3,360円	ヤナ安全・豊漁祈願祭
	計	18,360円	

●主な動静

月 日	行 事 名
4月1日	町職員辞令交付式
	地域おこし協力隊委嘱書交付式
4月2日	消防白鷹分署職員辞令交付式
	全員協議会
4月3日	予算執行事務説明会
4月4日	町消防団最高幹部会
4月6日	第10回感染症対策本部会議
	第2回緊急経済対策本部会議
4月9日	区長・副区長・町内長会
4月13日	第11回感染症対策本部会議
	第3回緊急経済対策本部会議

月 日	行 事 名
4月15日	西置賜農業改良普及事業推進協議会監査
4月17日	第12回感染症対策本部会議
4月20日	第13回感染症対策本部会議
	第4回緊急経済対策本部会議
4月27日	全員協議会
	第14回感染症対策本部会議
	第5回緊急経済対策本部会議
4月28日	特別定額給付室設置に伴う辞令交付式
4月28日	那須建設株式会社様よりマスク寄贈
4月30日	置賜地区商工会青年部連絡協議会様よりアルコール消毒液寄贈

情報アラカルト
Information

インフォメーション

募集

町営住宅
入居者を募集します

《子育て支援住宅》

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのため整備した住宅の入居者を募集します。

●所在地 白鷹町大字鮎貝734-1番地

●募集戸数 2戸（白鷹町内在住者向け1戸、白鷹町外在住者向け1戸）

●住宅形式 寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室

●家賃

- 2子までを扶養する世帯
：3万5000円
- 3子以上を扶養する世帯
：3万円

- 入居資格 全てを満たすこと
- ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
- ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が31万3000円を超えないこと
- ③自らが居住するために住宅を必要としていること
- ④市町村民税を滞納していないこと
- ⑤暴力団関係者ではないこと

- 期限付入所 1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- 申し込みに必要な書類
平成30年、令和元年分の源泉徴収票の写し、住民票謄本、入居予定者全員の最新の所得課税証明書、市町村民税納税証明書
- その他 申込者多数の場合は抽選により決定します。

《町営住宅》

住宅に困っている方向けに整備した住宅の入居者を募集します。

▼神明アパート

●所在地 白鷹町大字鮎貝24

68-10

●募集戸数 2戸

●住宅形式 8+6+4.5畳+台所+浴室、6+6+4.5畳+台所+浴室

▼柏原住宅

●所在地 白鷹町大字箕和田1261-143

●募集戸数 1戸

●住宅形式 8+8+6畳+台所+浴室

●家賃 所得額等により月額1万7500円～3万5700円

●入居資格 全てを満たすこと

①住宅困窮者であること

②入居世帯の収入が公営住宅法の基準以下であること

③原則として同居する親族がいること

④暴力団関係者ではないこと

●申し込みに必要な書類
入居者全員の所得がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、個人番号が確認できる書類、本人確認書類など（詳しくはお問い合わせください。）

《共通事項》

申し込みに必要な書類をご準備の上、建設水道課管理係までお申し込みください。

●募集期間 5月18日（月）～

29日（金）午後5時まで
※土日祝日を除く

●入居者の決定 6月中旬

●入居可能時期 6月下旬

●敷金 家賃の3カ月分

【申し込み・問い合わせ】

建設水道課管理係

☎85-6140

山形県介護支援専門員
実務研修受講試験

●いつ 10月11日（日）
午前10時

●どこで 山形市内（受験票交付時にお知らせします）

●受験資格 保健、医療、福祉の分野で5年以上かつ900日以上の実務経験がある方

※詳細は「受験の手引き」で確認してください。

●受験手数料 10600円

●受験の手引きの配布

▼原則、1人につき1部の配布とします。

▼6月1日（月）から郵送で配布します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本会・山形県庁・各総合支庁での配布は行いません。郵送での請求、配付の

看護師・准看護師・看護補助者・事務員 募集

小児科・内科・精神科
児童精神科・老年精神科
神経内科・リハビリテーション科

医療法人杏山会



吉川記念病院

お問い合わせ：吉川記念病院 人事担当までお電話ください

- 吉川記念病院では、看護師さん、准看護師さん、看護補助者さん、事務員さんを募集しています。看護補助者、事務員さんは、未経験者、資格の無い方でも大歓迎です。
- 准看護師の資格をお持ちの方で看護師を目指している方や看護学校及び准看護師学校へ入学希望の方、当病院の修学資金制度を利用してみませんか



☎0238-87-8000

広告

みとします。

▼請求方法は250円切手を貼った返信用封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、左記提出先までお送りください。

※必ず角形2号の封筒をご利用ください。

※郵送でのやりとりには、時間を要しますので、受験申込受付期間をご確認の上、余裕を持ってお手続きしてください。

●受付期間 6月8日(月)～6月30日(火)まで(当日消印有効)

●提出方法 郵送(簡易書留)

●合格発表 12月2日(水)

【申請・提出・問い合わせ先】

〒990-0021

山形市小白川町二丁目3-30

山形県小白川庁舎1階

社会福祉法人山形県社会福祉協議会

人材研修部 人材係

☎023-622-2776

山形県警察官(A区分)を募集します

●募集資格 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方、または令和3年3月31日

までに卒業見込みの方(人事委員会が同等と認める者を含む)。

●受付期間 4月21日(火)～6月15日(月)

●第1次試験 7月12日(日)

※上記内容について変更となる場合があります。必ず受験案内および山形県職員採用案内ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】

長井警察署

☎0238-84-0110

県営住宅 入居者を募集します

《白鷹アパート》

●所在地 白鷹町大字荒砥乙1-482-1

●住宅区分および募集戸数

・一般用 3戸

●住宅形式 6+6+4.5+DK

●家賃 所得額等により月額1万2600円～2万4800円

《あらとアパート2号》

●所在地 白鷹町大字荒砥乙7-25-1

●住宅区分および募集戸数

・一般用(单身可あり) 3戸

●住宅形式 8+6+6+DK

●家賃 所得額等により月額2

万5200円～4万9400円

●敷金 家賃の3カ月分

●申込資格 入居世帯の収入が公営住宅法で規定する基準以下

で、県営住宅に同居する親族を有する住宅困窮者であること

●入居時期 8月上旬

●募集期間 6月8日(月)～12日(金) 午前10時～午後5時

●受付場所 置賜総合支庁西庁舎1階 総合案内窓口

【問い合わせ】 県営住宅指定管理者(株)西王不動産置賜事務所

☎0238-24-2332

おしらせ

株式会社大沼の商品券をお持ちの皆さまへ

株式会社大沼の商品券の還付申出手続きを行っています。詳しくは東北財務局のホームページをご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来所される方々の健康と安全を最優先に考慮し、山形市内、米沢市内での現地集中受付および山形財務

事務所での窓口受付は中止することとしました。皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

●期限 令和2年6月12日(金)まで

●郵送先 〒980-8436

東北財務局金融監督第三課

●申出方法 商品券、申出書

返信用封筒(84円切手貼付)を東北財務局宛て郵送してください。

申出書の様式は東北財務局ホームページに掲載しているほか、山形財務事務所、山形県内各市町村役場に備置きしてあります。

【問い合わせ】 東北財務局金融監督第三課

☎022-721-7079

山形財務事務所理財課

☎023-641-5178

危険物取扱者保安講習会の案内について

危険物取扱者免状を所有し危険物業務に従事する方は、3年に1度の受講が必要です。

●受講申請書提出期間および定員 6月22日(月)～7月17日(金)までに先着順

●講習種別および講習会場・日時 《給取》

●いつ 9月3日(木) 午後1時30分～4時30分

●どこで 置賜総合支庁西置賜地域振興局(長井市)

《一般》

●いつ ①9月2日(水) 午後1時30分～4時30分

②9月3日(木) 午前9時～12時

●どこで 置賜総合支庁西置賜地域振興局(長井市)

※その他の実施日などは、山形県危険物安全協会連合会または最寄りの消防署にお問い合わせ

いただくか、山形県危険物安全協会連合会のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 山形県危険物安全協会連合会

☎023-632-5744

西置賜行政組合消防署白鷹分署

☎85-5242

農地中間管理事業による農用地の借り手の募集がはじまりました

公益財団法人やまがた農業支援センターでは、農地中間管理

機構として、次のとおり農用地などの借受希望者を募集しています。

●**応募方法** 募集・受付は市町村担当窓口で行います。申込用紙が農林課の窓口にありますので、所定の事項を記入の上、提出してください。

※申込用紙は、公益財団法人やまがた農業支援センターのホームページ (<http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>) からダウンロードできます。

●**募集期間** 令和2年5月7日(木)～令和3年2月26日(金)

●**募集区域** 白鷹町全域
※借受希望区域が他市町村の場合は、当該市町村に申し込みすることとなります。

●**その他留意事項**

①すでに募集に応募しており、公表されている方は、申込み内容が継続されますので、改めて応募する必要はありません。

②応募いただいた場合、一部内容を、インターネットなどで公表することになりますので、ご承諾いただく必要があります。詳しくは申込書をご覧ください。

【問い合わせ】

農林課農業振興係
☎85-6107

公益財団法人やまがた農業支援センター
☎023-631-0697

5月は不法投棄。パトロール強化月間です

ごみをみだりに捨てるると法律で処罰されます。1人ひとりのマナーと協力で、不法投棄をなくし、地域の美しい環境を守りましょう。

●**不法投棄110番**(置賜総合支庁環境課内)
☎0238-26-6034

●**白鷹町不法投棄情報連絡先**(町民課くらし環境係)
☎85-6131

山火事を防止しましょう

これからの山菜取り・行楽のシーズンは異常乾燥となる日も多く、山火事の危険性が高まる時期となります。野山に入られる際は、次のことにご協力ください。

▼枯れ木などのある場所では、たき火をしないこと

▼たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

▼強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

▼火入れを行う際は、必ず許可を受けること

▼たばこの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと

▼火遊びをしないこと

※山火事を発見した場合は、消防署・置賜森林管理署にご一報ください。

【問い合わせ】

置賜森林管理署
☎0238-62-2246

『やまがたアルカディアエールチケット』を販売します

新型コロナウイルスで苦しむ地元のお店にエールを送るため、食事代や宿泊代を先払いできる「エールチケット」を販売します。

●**販売方法** 電子チケットのみ(スマートフォン限定)

●**チケットの種類**
・飲食、小売店 1000円チケ

全国瞬時警報システム(Jアラートシステム)の全国一斉情報伝達訓練の実施について

現在、音声告知システムを設置している全ての施設(各保育園および認定こども園・各小中学校・各地区コミュニティセンターなど)へ情報の伝達訓練を行います。

●全国一斉情報伝達訓練

5月20日(水) 午前11時ごろ

※気象・地震活動の状況などによっては訓練が中止になる場合があります。

《放送内容》

- ①上りチャイム音
- ②「これは、Jアラートのテストです」×3
- ③「こちらは、白鷹町です」
- ④下りチャイム音

【問い合わせ】 総務課防災管財係 ☎85-6122



《地元事業者の皆さまへ》

5月25日(月)まで参加店舗を募集しています。参加対象などは、やまがたアルカディア観光局ポータルサイトをご覧ください。



サイト QR コード

【問い合わせ】

(一社) やまがたアルカディア観光局
☎0238-88-1831

チケット×枚数
・宿泊施設 1000円チケット×枚数 / 10000円チケット×枚数
※お願い：方が一店舗が閉店してしまつた場合は、購入したチケットが使用できなくなる場合がございます。その際のご支援(寄付)という形で受けさせていただきます。予めご了承ください。

●**チケットの販売期間**
5月1日(金)～7月31日(金)

●**チケット使用可能期間**
8月1日(土)～令和3年1月31日(日)

6月4日から10日は 「歯と口の健康週間」

歯と口の健康管理は、歯周病やむし歯の予防だけではなく、全身の健康を守るためにもとても大切です。いくつになっても自分の歯でおいしく食べ、元気に過ごすことができるように、この機会にお口の中をチェックし、食後の歯みがきの習慣化などをすすめましょう。

5月31日から6月6日は 「禁煙週間」

たばこを吸うことでがんや、その他の生活習慣病にかかりやすくなり、周りの方の健康にも悪い影響があります。この機会に禁煙について考えてみませんか。

千代田クリーンセンター くりえいと工房の休館および 再生品の提供見合わせ

新型コロナウイルスの感染症拡大防止を図るため、当面の間、休館措置をとるとともに、広報しらたか3月号でお知らせした、

再生品の提供について見合わせることとなりました。ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】

千代田クリーンセンター施設第2係

☎ 0238-57-4004

「便利屋タクシー」 サービスが開始されています

新型コロナウイルスの感染拡大による、買い物などへの不安や不便をお手伝いする便利なサービスが開始されました。

《概要》

● **利用時間** 午前10時～午後7時まで運行

● **利用例** 買い物代行、薬受取り、商品受取り、在宅確認、書類運搬など

● **利用料金** 直接お問い合わせください。

【問い合わせ】

㈱朝日観光タクシー

☎ 85-2028

FAX 85-2129

㈱白鷹タクシー

☎ 85-2525

FAX 85-5711

事務室移転のお知らせ

教育委員会生涯スポーツ係およびホストタウン推進係は、下記のとおり事務室を移転しました。

今後とも、ご理解とご協力をお願いします。

【移転先】

白鷹町武道館（白鷹町大字荒砥乙 1170-1）

☎ 88-7175 / FAX 85-0012

三ツ瀧不動尊祭礼は 中止となりました

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、5月24日(日)に開催を予定しておりました「三ツ瀧不動尊祭礼」は中止となりました。

皆さまのご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ】(一財)白鷹町観光協会 (☎ 86-0086)

使用済み小型家電と古着の回収は 中止となりました

5月30日(土)に予定しておりました「使用済み小型家電と古着の回収」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。次回は11月7日(土)を予定しています。

【問い合わせ】町民課くらし環境係 (☎ 85-6131)

地域交流商業施設が 5月13日(水)にオープンしました

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、オープンを延期していた鮎貝地区の地域交流商業施設が5月13日(水)にオープンしました。

皆さまのご利用をお待ちしております。

【問い合わせ】商工観光課商工振興係 (☎ 87-0696)

新型コロナウイルス感染症対策による 「のどかカフェ」および「つどいの場 にじ」 (支えあう地域づくりなないろの会)の 活動休止について

これまで毎月開催していました「のどかカフェ」および「集いの場 にじ」(支えあう地域づくりなないろの会)の活動につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、当面の間休止とします。

なお、再開の目途が立ち次第日程などお知らせをします。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】健康福祉課地域包括支援センター

☎ 86-0112

里帰り出産を予定されている方とご家族のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症予防のため、里帰り出産を予定されている方には、

- ・現在お住まいの地域での出産をご考慮いただくこと
- ・里帰り出産する場合には、早めに出産予定の医療機関にご相談の上、余裕をもって帰省いただくこと
- ・その上で、帰省後2週間程度は里帰り先での健康観察を行うことをお願いしております。

里帰り中の妊娠・出産・産後・子育てのご相談、あかちゃん訪問や乳幼児健診等についてお困りのことがありましたら、子育て世代包括支援センター（☎86-0210）まで遠慮なくご相談ください

●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の費用一部助成

1. 過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない方で、以下の①または②に該当する方

①令和2年度に各年齢となる方

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生

※対象となる方には、ご案内と予診票を郵送しております。

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能に障がいのある方

※希望される方は、健康福祉課で手続きが必要です。

2. 過去に町の肺炎球菌予防接種費用助成を受けたことのない65歳以上の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能に障がいのある方

※希望される方は、健康福祉課で手続きが必要です。

助成内容：接種費用のうち、3000円

助成期間：令和3年3月31日まで

問い合わせ：健康福祉課健康推進係 ☎86-0210

●子育て支援センター「にこぽーと」あそび広場

新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間、お休みとなります。なお、最新の情報については町のホームページや母子手帳アプリ、「にこぽーと」のフェイスブックをご覧ください。

問い合わせ：子育て支援センター「にこぽーと」
☎87-0083

●すくすく発達相談会

子どもの発育発達に詳しい専門家（臨床心理士）による、ことばや発達などの個別相談会を開催します。また、小学校入学に向けた「すくすく就学相談」（町教育委員会が担当）を同時開催します。

期日	時間	対象
25日 (木)	午前9時～12時 (一人1時間程度)	幼児から小学生程度の 児童とその保護者

会場：健康福祉センター

※要予約。相談を希望する方はお問い合わせください。

問い合わせ：子育て世代包括支援センター

(健康福祉課健康推進係内) ☎86-0210

●こころの健康相談

期日	時間	備考
16日 (火)	午前9時30分～	事前予約が必要

会場：健康福祉センター

申込：6月9日（火）まで

問い合わせ：健康福祉課健康推進係 ☎86-0210

●献血のお知らせ

期日	時間	場所
24日 (水)	午前9時30分～11時30分	しらたか不ニサッシ棟
	午後1時30分～3時30分	東北部品棚山形工場

問い合わせ：健康福祉課健康推進係 ☎86-0210



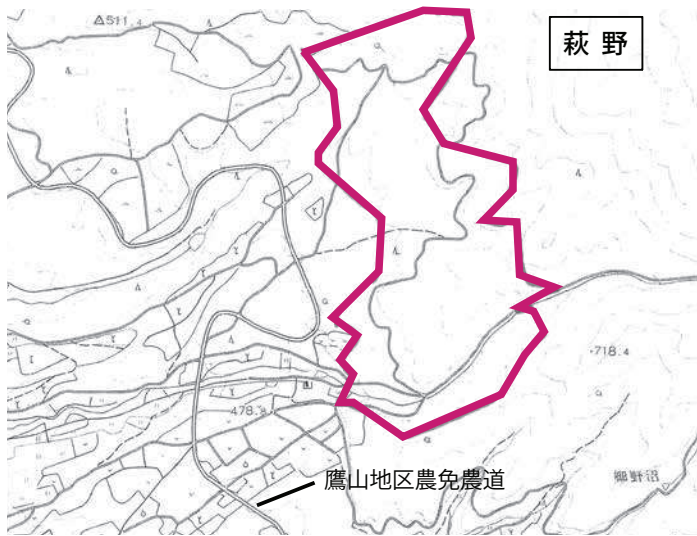
つばやき
愛真こども園

子ども俳句「春が来た！」

暖かい日は、園庭や近くの愛宕山にでかけ、たくさん春に出会いました。

満開の桜、水仙、たんぽぽなどいろいろな花が咲いています。春風を感じながら、鳥のさえずりや川の流れる音も聞こえてきました。春が来たことをからだいっぱい感じた子どもたちです。

「うぐいすがわたしのこえにへんじする」
「かわいいなピンクのつぼみおしゃれだね」
「まんかいだまどからみえるさくらさん」
「すいせんのももだちいっぱいならんでる」



大切な土地を守る 地籍調査

—今年度の調査範囲は萩野地区です—

【問い合わせ】建設水道課用地係 ☎ 85-6139

地籍調査

地籍調査は土地の現況を調査するもので、一筆ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査ならびに境界の測量および面積の測定を行い、地図（地籍図）および簿冊（地籍簿）を作成するものです。

この調査結果に基づいて、土地の表示に関する登記が書き替えられます。また、字限図に替わって地籍図が登記所の備え付けの地図として保存されます。（※所有者の変更はできません。）

調査方法

令和2年度に調査する地域は、上の図の範囲です。

①まず、土地所有者の方は自分で境界杭を打ってください。その際、隣接している土地の所有者と必ず立ち会って境界を確認した上で、杭を打ってください。また、自分の所有地内であっても、田と畑といったように地目が異なる所には地目境の杭を打ってください。

②境界杭の設置完了後、現地調査を行います。その際、土地所有者の方は正しい調査ができるように立ち会ってください。

③境界杭の確認が終わると、引き続きすべての境界杭を測量します。

※調査の概要は以上ですが、詳しくは土地所有者の方に個別にご連絡します。

6月の窓口延長・相談日・開催日

●窓口業務時間延長（午後7時まで）

毎週月曜日（祝日の場合は翌開庁日）

●弁護士相談

日時：3日（水）午後2時10分～4時10分

場所：老人福祉センター「八乙女荘」

※相談日の前々日午後5時までにご予約ください。

問い合わせ：白鷹町社会福祉協議会 ☎86-0150

●婚活応援室

日時：毎週火曜日 午後1時30分～8時

会場：「K's space」（山口・喜多楼となり）

問い合わせ：健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

●農業委員会

総会開催日：25日（木）午後3時～

受付締切日：10日（水）

問い合わせ：農業委員会農地調整係 ☎85-6128

●山形県救急電話相談

小児救急（15歳未満）：

プッシュ回線・携帯電話#8000、ダイヤル回線・IP電話・PHS023-633-0299

大人の救急（15歳以上）：

プッシュ回線・携帯電話#8500、ダイヤル回線・IP電話・PHS023-633-0799

日時：毎日午後7時～翌朝8時

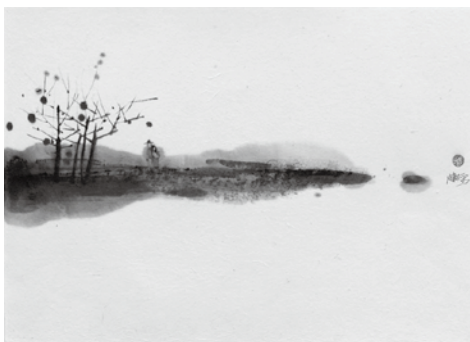
●世界の漆芸作家36人による

「越前和紙×漆芸」
令和の「世界36歌仙」

《ハスポート適用事業》

世界10か国11地域の計36人の漆芸作家の競演。各地域の作家に越前和紙数種類を送り、漆で自らの世界観を表現してもらい、それぞれに詩歌を添えた作品とし、令和の「世界36歌仙」を構成。

日本人作家にはこの他に平面・立体の漆芸作品の出品を依頼。



夢の中 東より吹く 風を受け

遠くの友を 思い佇む
「遠方」陳秋栄 (中国)

◆深山和紙×漆芸
ワークショップ

いつ 6月21日(日)

①午前10時〜

②午後2時〜(2回)

どこで 文化伝承室

講師 三田村有純さん

(東京藝術大学名誉教授)

定員 30人(15人×2回)

お申し込み 必要。あゆむまでお申込ください(6月17日)。

対象 小学生以上

参加料 2500円

内容 深山和紙(ハガキ大2点)に墨流しの要領で漆の模様を移して作る作品です。

いつ 6月13日(土)〜7月5日(日)午前9時〜午後7時

どこで ギャラリー

休館日 月曜日

観覧料 一般個人300円
高校生以下 無料

主催 白鷹町文化交流センター

協力 福井県(国際工芸サミットプロジェクトチーム)、平成記念美術館ギャラリー

白鷹町文化交流センターAYU:M

[TEL] 85-9071 [FAX] 85-9072
[E-mail] shirataka@ayu-m.jp
[URL] http://www.ayu-m.jp/

開館時間

午前9時〜午後7時 ※夜間のご予約がある場合は午後10時まで(ギャラリーを除く)。

令和2年6月までの休館日
5/18(月)・25(月)
6/1(月)・8(月)・15(月)・22(月)・29(月)

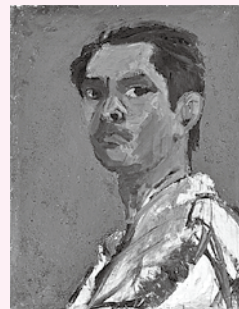
梅津五郎芸術賞第3回 全国絵画公募展

作品募集中

申込×切

7/5(日) 17:00

※詳しくはお問合わせ下さい



▲梅津五郎《自画像》
1987

フェイスブックで見られます

生誕 100年 / 記念
梅津五郎絵画展

検索 あゆむ フェイスブック

白鷹町総合型地域
スポーツクラブ通信

Vol. 95

新型コロナウイルス対策として全国に「緊急事態宣言」が出されました。

この状況下、白鷹町総合型地域スポーツクラブゆめスポしらたか「RO*KU」では、当面の間活動を休止することとしました。

今後の活動につきましては、状況を見ながら再開したいと考えておりますのでご了承ください。

活動再開の際は、会員に登録された方には直接、その他一般の方につきましては町報フェイスブックなどでお知らせします。

問い合わせ・申し込みは
すべて事務局まで



白鷹町総合型地域スポーツクラブ
ゆめスポしらたか

「RO*KU」
(事務局: 白鷹町武道館内)
tel.87-8988
E-mail rokku@sgic.jp

ホームページ
「ゆめスポしらたか」
で検索。または、



宝くじ公式サイトで
宝くじを購入できる
ようになりました!

宝くじ公式サイトはこちら



お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索! メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録(仮登録)します。

STEP2 会員情報の入力(会員登録)

- 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
- メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
- 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをとめる/つかうための手続きは以上で完了

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および「当せん金のお受け取りに利用する口座情報」をご登録ください。

以上で、「カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

本件に関するお問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

広告

●ご結婚おめでとう

小松 浩之 山口
 関 真由美 飯豊町
 後藤 章紀 鮎貝
 渡部 沙紀 鮎貝

●こんにちは赤ちゃん

小口 奈々 (政則 美里) 十王
 尾田 愛莉 (憲昭 泉) 箕和田
 菊地 彩春 (一夏 愛美) 浅立

●おくやみ

安彦 糸江 (97) 鮎貝 羽田 りう (95) 深山
 梅津 喜一 (71) 荒砥乙 伊藤 好子 (93) 荒砥乙
 衣袋 直人 (81) 荒砥乙 飯澤まつ子 (90) 鮎貝
 加藤 竹子 (86) 十王 山本 巖 (83) 畔藤
 船山 新一 (76) 菖蒲 菅原 勇次 (62) 高玉
 橋本 秀幸 (46) 横田尻 佐藤藤太郎 (82) 佐野原
 那須 良一 (87) 山口 横山ち糸子 (92) 荒砥甲
 大滝 輝雄 (77) 浅立 渡部ハルヨ (80) 下山

●まちの人口

(令和2年4月30日現在／()は前月比)

- ・人口 13,377人 (▲45)
 - 男性 6,597人 (▲27)
 - 女性 6,780人 (▲18)
- ・世帯数 4,737戸 (+9)

— 表紙の写真 —



手洗いがとても上手にできる愛真こども園の園児たち。新型コロナウイルス感染症にかからないように、手のひらはもちろん、指の間や指先、手首までしっかりと時間をかけて洗います。毎日お友達と元気に会えるようにと、とても素晴らしい心がけです。皆さんも新型コロナウイルスに感染しない・させないためにも、こまめにしっかりと手洗いを行いましょう。

Editorial Note

編集後記

▼今年は、4月10日あたりから桜が開花し、中旬ごろになると町内各所でほとんどの桜が満開を迎えました。例年、この時期は県内外から多くの観光客が訪れ賑わいをみせますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で観光客もおらず、少し寂しい春となりました。来年こそは賑やかな春が訪れるよう、一刻も早くこの事態が収束することを願うばかりです。

▼新型コロナウイルス感染症の影響で、家で過ごす時間が多くなりました。普段よりもごはんの準備をする手間が増えて大変だという方も多いのではないのでしょうか？そんな皆さんのために、町内飲食店では、持ち帰り弁当の提供が広まっています。お店の味をお家で味わえるとても嬉しい取り組みですね！それぞれのお店が腕によりをかけて作るお弁当をぜひ、ご賞味ください。皆さんで力を合わせて、この危機を乗り越えましょう！（いわさわ）

山口自動車钣金塗装

山口 悠太さん（広野・37歳）

車やバイクが好きで、実家も自動車の钣金塗装の会社だったので、20歳の時に父とともに会社を運営していくと決めました。

主な仕事は自動車の修理や塗装です。故障した車や汚れた車を修理し、生まれ変わった車を見るたびにとてもやりがいを感じます。お客様に満足していただける仕上がりにしなくてはならないという責任感を常に持ちながら、仕事に取り組んでいます。また、この仕事は塗料を扱うので、健康管理も気にかけています。

趣味は釣りです。日々の疲れをリフレッシュしています。



いずれは、会社の代表となるので、お客様との信頼関係を築いていくことはもちろん、会社を運営していくためのスキルも身につけ、これからも頑張っていきます。



企業データ

■山口自動車钣金塗装（白鷹町大字広野 3154）

【事業内容】自動車整備

【従業員数】2人

【問い合わせ】

☎ 85-1488



ふるさと
わたしは“白鷹町”で働いています。

～町内でがんばる若者たち～



企業データ

■株式会社ジェイエサービスおきたま
白鷹車輛センター
（白鷹町大字広野 3148）

【事業内容】自動車の整備・点検など

【従業員数】10人

【問い合わせ】

☎ 85-5780

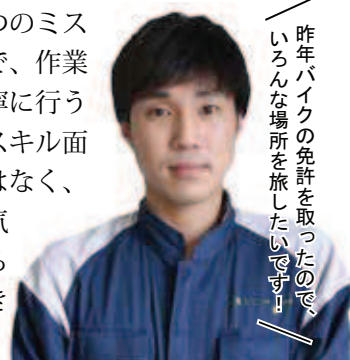


株式会社ジェイエサービスおきたま白鷹車輛センター 工藤 潤さん（荒砥乙・22歳）

何か資格を手にし、地元で働きたいという思いがあったので、車両整備士の資格を取得し、その資格を生かせるということで弊社に就職しました。

担当する仕事は車両整備と車検推進です。この仕事に就いて3年目になりますが、覚えることがまだまだたくさんあり、毎日が勉強なのでとてもやりがいを感じます。また、弊社には頼れる先輩方が多く、とても幸せな環境で働けていると思います。

仕事をする上では、一つのミスがお客様の命に関わるので、作業が終わった後の点検を丁寧に行うことを心がけています。スキル面においても、現状維持ではなく、常に成長するんだという気持ちを持ちながらこれからも精一杯仕事に励んでいきます。



昨年バイクの免許を取ったので、いろんな場所を旅しています！